

令和7年度

南信州広域連合の現況

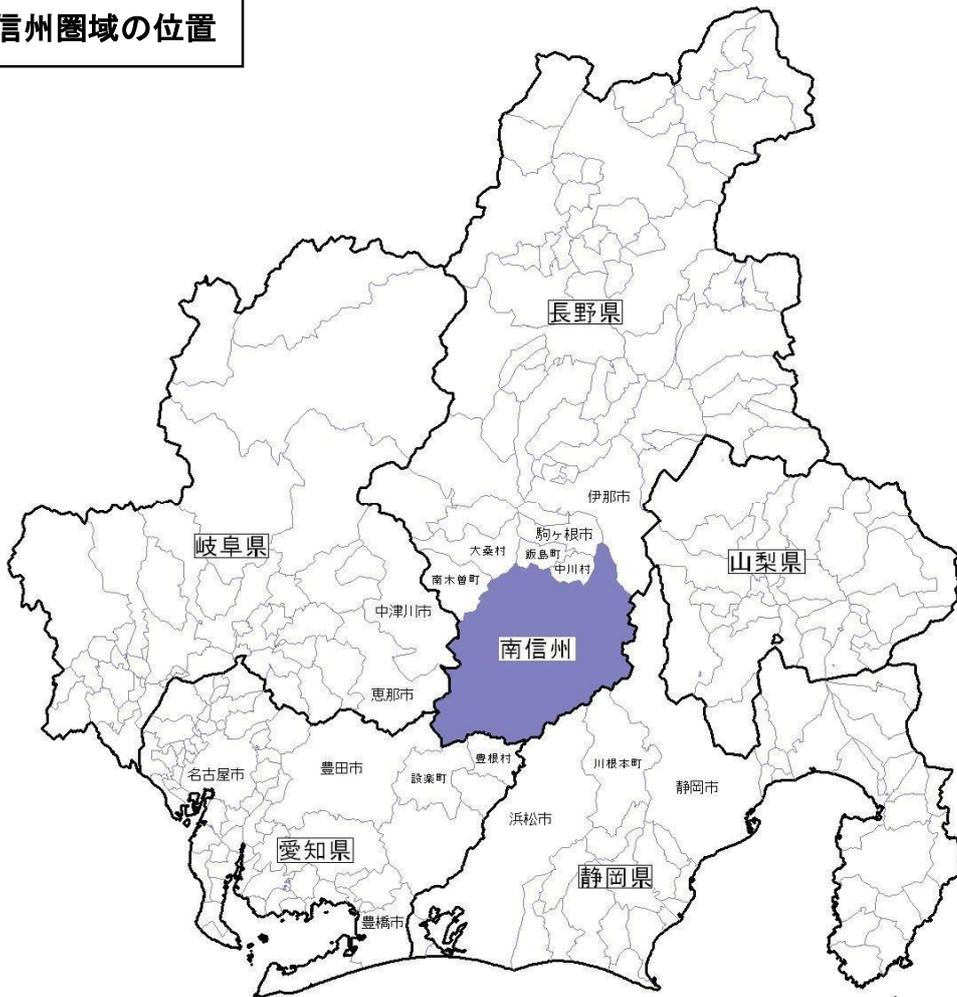
南信州広域連合

目 次

1	南信州圏域の位置、南信州広域連合構成市町村	1
2	名称	2
3	構成市町村	2
4	議会	2
5	執行機関等	2
6	組織機構と正規職員数	3
7	南信州広域連合計画	
	(1) 第4次広域計画 後期基本計画（令和2～令和6年度）	4
	(2) 第5次広域計画（令和7～令和11年度）	5
	(3) 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画	6
8	リニア時代を見据えた地域づくりの取組み	
	(1) 多地域居住の推進による地域づくり	8
	(2) 芸術・文化、教育を活かした地域づくり	9
	(3) スポーツと保健・健康の促進に着目した地域づくり	11
	(4) 新たな産業の振興や誘致による地域づくり	14
	(5) 新たな機能の創出による地域づくり	16
9	基幹事務事業	
	(1) 環境マネジメント事業 「南信州いいむす21」	17
	(2) 包括協定を活用した地域づくり	17
	(3) 国道等整備改良促進事業	17
	(4) 介護認定審査会の設置及び運営	18
	(5) 市町村審査会の設置及び運営	19
	(6) 障がい者相談支援事業	20
	(7) 老人ホームの入所調整	21
	(8) 広域防災計画の実施に必要な連絡調整	27
	(9) 消防	27
	(10) ごみ処理施設の設置、管理及び運営	39
	(11) し尿処理施設の設置、管理及び運営	41
	(12) 文化芸術活動支援施設の設置と管理運営	43
10	各会計の予算・決算の状況	44
11	広域行政の歩み	45
12	その他	46

1 南信州圏域の位置、南信州広域連合構成市町村

南信州圏域の位置



南信州広域連合構成市町村



2 名 称

南信州広域連合（平成 11 年 4 月 1 日設立）

3 構成市町村

1 市 3 町 10 村

飯田市

松川町、高森町、阿南町

阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

面積：1,928.91 km²

人口：146,226 人

世帯：59,544 世帯

（令和 7 年 4 月 1 日現在「毎月人口異動調査」より）

4 議 会（令和 7 年 6 月 1 日現在）

議 長 竹村 圭史（飯田市）

副議長 後藤 和彦（売木村）

議員数 33 名

・飯田市…12 名

・松川町、高森町…各 3 名

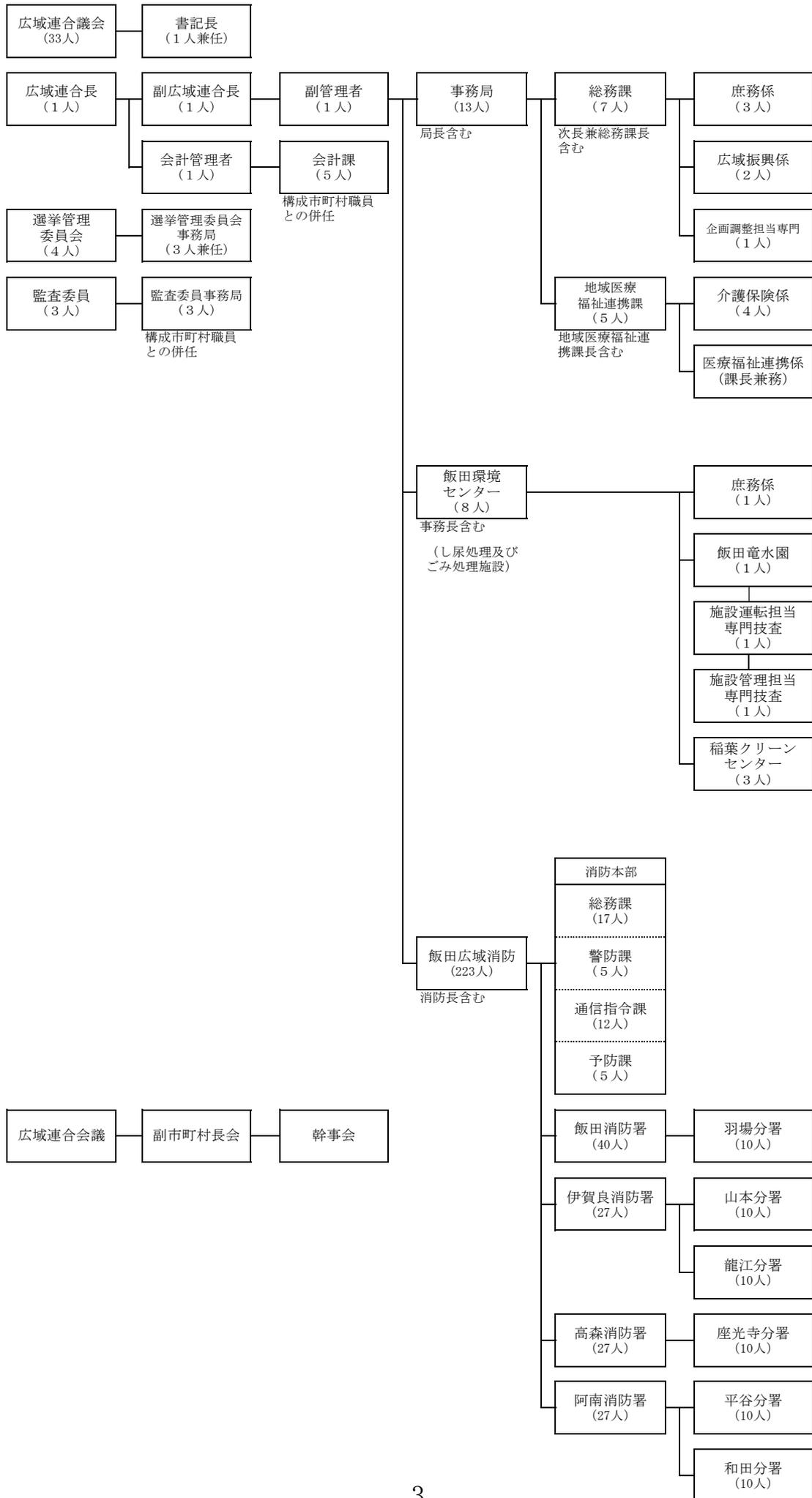
・阿南町、阿智村、喬木村、豊丘村…各 2 名

・平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、大鹿村…各 1 名

5 執行機関等（令和 7 年 4 月 1 日現在）

- | | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 広域連合長 | 佐藤 健（飯田市長） |
| 副広域連合長 | 下平 喜隆（豊丘村長） |
| 副管理者 | 高田 修（飯田市副市長） |
| 関係町村長 | 正副広域連合長を除く町村長 12 名 |
| (2) 監査委員 | 吉田 賢二（識見者・飯田市）
前沢 祐二（識見者・下條村）
河本 明代（議会選出・大鹿村） |
| (3) 選挙管理委員 | 林 昇（飯田市）
林 喜弘（高森町）
川上 金司（平谷村）
小林 公人（天龍村）
村澤 博治（補充員・飯田市）
木下 仁（補充員・喬木村）
石原 保幸（補充員・根羽村）
松村 久登（補充員・売木村） |

6 組織機構と正規職員数 (令和7年4月1日現在)



7 南信州広域連合広域計画

(1) 第4次広域計画 後期基本計画（令和2～令和6年度）

南信州広域連合（以下「広域連合」という。）は、第4次広域計画「基本構想・基本計画」の後期5年に当たる令和2～6年度に取り組む課題を「後期基本計画」の中で以下のとおり体系化した。

これにより、「南信州広域連合の現況」においても従前の掲載方法を改め、具体的な事業内容を後期基本計画に対応させる形で整理を行った。

リニア時代を見据えた地域づくりの取り組み	多地域居住の推進による地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○景観形成プロジェクト事業 ○南信州移住促進プロジェクト事業 ○地域公共交通事業
	芸術・文化、教育を活かした地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○民俗芸能保存継承プロジェクト事業 ○南信州地域の高校の将来像の検討
	スポーツと保健・健康の促進に着目した地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療・介護連携推進事業 ○飯田下伊那診療情報連携システム運営事業 ○看護師等確保対策修学資金貸与事業
	新たな産業の振興や誘致による地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○産業振興と人材育成の拠点整備事業 ○広域観光リニアプロジェクト推進事業 ○マーケティングの視点による持続可能な地域づくりプロジェクト事業
	新たな機能の創出による地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○アリーナ機能を中心とする複合施設整備検討事業 ○ICT環境整備利活用研究プロジェクト事業
基幹事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○広域連合の区域における広域行政の推進に関すること ○広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想等に基づく事業の実施に関すること ○市町村間及び広域連合の人事交流に関すること ○広域的な課題についての調査研究に関すること 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援施設の設置、管理及び運営に関すること ○介護認定審査会の設置及び運営に関すること ○障害支援区分に関する審査及び判定を行う審査会の設置及び運営に関すること ○地域生活支援事業としての相談支援事業に関すること ○老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○広域防災計画の実施に必要な連絡調整に関すること ○消防に関すること 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理施設の設置、管理及び運営並びに一般廃棄物の処理に関すること ○し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること 	

(2) 第5次広域計画（令和7～令和11年度）

広域連合は、令和6年度に第4次広域計画を振り返り、それに続くものとしてリニア時代に向けたまちづくりの重要な期間と捉え、人口減少が進む地域の課題について、広域連合が担う役割を整理し、環境と開発とのバランスのとれたまちづくりに向け、活動の基本となる第5次広域計画を策定しました。

課題	<ul style="list-style-type: none"> I 人口減少社会への対応 II リニア中央新幹線・三遠南信自動車道への対応 III 社会基盤の維持 	
3つの手法 課題解決の	<ul style="list-style-type: none"> ア 行政サービスの連携 イ 地域課題への対応 ウ 広域連携推進プロジェクトの設置 	
重点とする取組	地域を担う人材確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会システムを支える人材確保 2 医療・介護人材確保 3 高等教育機関との連携による人材育成事業
	リニア時代を見据えた地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 1 移住定住と関係人口の推進 2 広域観光の推進 3 地域公共交通事業 4 大学との連携による実証タウン構想
	計画的な施設等の継続と財源確保	<ul style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施 2 維持管理・更新の実施 3 長寿命化の実施 4 統合や廃止の推進
基幹事務事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 広域的な幹線道路網お構想及び計画の策定並びに事業の実施に必要な連絡調整に関する事務 2 市町村間の人事交流の連絡調整に関する事務 3 まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する計画で、広域連携によって取り組むこととして広域連合が定めたものの策定及び実施に関する事務(産業振興と人材育成の拠点事業) 4 広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務 5 広域的な課題の調査研究及び事業化に関する事務 6 広域行政の推進に係る事務 7 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務 8 市町村審査会(障害支援区分に係る審査)の設置及び運営に関する事務 9 養護老人ホーム入所判定委員会及び特別養護老人ホーム入所調整検討委員会の設置並びに運営に関する事務 10 地域生活支援事業としての相談支援事業に関する事務 11 広域的な障がい者支援に関する事務 12 広域防災計画(広域的な防災の取組)の実施に必要な連絡調整に関する事務 13 消防に関すること(消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く) 14 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により広域連合が処理することとされた事務 15 ごみ処理施設の整備及び一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること 16 ごみ処理施設の管理及び運営に関すること 17 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 	

(3) 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画

広域連合が保有する公共施設などは、年月の経過に伴い老朽化が進行しており、人口減少や人口構成の変化に伴い財政支出の構造が大きく変化している中で、適切な改修、更新などを行い、財政負担の平準化を図りながら、公共施設などを最適な状態で持続可能なものとしていくことが大きな課題となっています。

このような状況のもと、真に必要となるサービスを提供するため、公共施設などの全体を把握し、長期的な視点をもって本連合が保有する公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進するため、南信州広域連合公共施設等総合管理計画を策定した。

対象施設の一覧と主要な建築物の概要

施設区分	コード	施設名	附帯施設	延床面積 (㎡)	建築年 西暦	経過 年数	法定耐 用年数	構造
行政系施設	1-1	はにかむべーすA棟		2,537	1984	40	50	RC
	1-2	はにかむべーすB棟	本館	286	1987	38	50	RC
			陶芸別棟	46.37	2025	0	31	RC
1-3	はにかむべーすC棟	本館	404	1999	25	38	S	
		木工別棟	44.5	2025	0	24	軽量S	
消防施設	2-1	飯田消防署	消防署	2,696	1986	38	50	RC
			消防車庫	150	1986	38	38	S
			空気充填室	24	1986	38	34	CB
	2-1	飯田消防署	倉庫	63	1989	35	31	RC
			訓練棟A	178	1986	38	38	RC
			訓練棟B	24	1986	38	31	S
			消防署	383	1997	27	38	S
	2-2	羽場分署	ホース乾燥塔	1	1997	27	31	S
			消防署	640	1996	28	38	S
	2-3	伊賀良消防署	女性用仮眠室	40	2021	4	38	S
			訓練棟A	33	1996	28	31	S
			訓練棟B	24	1996	28	31	S
	2-4	山本分署	消防署	350	1996	28	38	S
			ホース乾燥塔	1	1996	28	31	S
			消防署	455	2005	20	24	W (一部S)
	2-5	龍江分署	車庫	17	2005	20	17	W (一部S)
			ホース乾燥塔	1	2005	20	38	S
			太陽光発電システム	1	2005	20	17	S
			消防署	482	1981	43	38	S
	2-6	高森消防署	消防署(増築)	43	1997	27	38	S
			訓練棟A	20	1981	43	31	S
			訓練棟B	5	1989	35	31	S
	2-7	座光寺分署	倉庫	10	1981	43	31	S
			物干し場	19	1981	43	31	S
			小車庫	32	2001	23	31	S
			消防署	268	1990	35	38	S
	2-8	阿南消防署	ホース乾燥塔	1	1990	35	31	S
			救急処置室	31	1993	31	38	S
			消防署	417	1986	38	38	S
			消防署(増築)	20	2008	17	38	S
2-9	平谷分署	訓練棟A	20	1986	38	31	S	
		訓練棟B	5	1986	38	31	S	
		車庫	62	1996	29	31	S	
		車庫(増築)	104	2001	23	31	S	
2-10	和田分署	消防署	264	1986	39	24	W	
		ホース乾燥塔	1	1986	39	31	S	
		車庫	31	1995	29	31	S	
2-10	和田分署	消防署	264	1986	39	38	S	
		ホース乾燥塔	1	1986	39	31	S	
2-10	和田分署	車庫	28	1995	30	31	S	

施設区分	コード	施設名	附帯施設	延床面積 (㎡)	建築年 西暦	経過 年数	法定耐 用年数	構造	
供給処理施設	3-1	飯田竜水園	管理棟	751	1993	31	50	RC	
			処理棟	5,285	1993	31	38	RC	
			倉庫	108	1993	31	38	RC	
	3-2	稲葉クリーンセンター	管理棟	1,135	2017	7	38	S	
			渡り廊下	45	2017	7	38	S	
			工場棟	4,873	2017	7	38	SRC (一部RC-S)	
			計量棟	137	2017	7	31	S	
			東屋 (休憩施設)	28	2017	7	17	W	
			トイレ	12	2017	7	15	W	
			3-3	桐林クリーンセンター	一般事務所(旧焼却場)	10,283	2002	22	50
	3-4	桐林リサイクルセンター	リサイクル センター	308	2011	14	38	S	
	産業振興施設	4-1	産業振興と人材育成の拠点 (イス・バード)	C棟(混合電気科棟)	2,911	1989	35	47	RC
				エレベーター	101	2017	8	38	S
				トイレ	20	2017	8	31	S
				渡り廊下	148	1989	35	50	RC
B棟(機械科棟)				3,543	1989	35	47	RC	
A棟(体育館)				3,078	1988	36	47	SRC	
E棟(家庭科電子機械科棟)				782	1994	31	47	RC	
材料庫				76	1989	35	34	CB	
G棟(振動試験棟)	76	2021	4	31	S				

8 リニア時代を見据えた地域づくりの取組み

(1) 多地域居住の推進による地域づくり

(ア) 概要

南信州地域全体及び伊那谷全体を一つの観光圏と捉え、来訪者や移住希望者を惹きつける「美しい景観」形成にむけた効果的な景観保全・創造を推進するため景観形成プロジェクトを立ち上げ、広域的な課題検討と対応に取り組む。

具体的な取組として、誘導看板、広告看板など屋外広告物の対策等の検討から始め、令和2年度から屋外広告物に係る修景指針の策定、共通デザインの看板設置の検討を進めてきた。

- a 景観形成プロジェクト会議を開催（9月4日）
- b 共通サインについての意向調査（長野県）
- c 各自治体による「不要、危険、意味のない等の看板」調査（R2～6年度）

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

長野県の長野県景観育成計画の改定や飯田市のリニア駅周辺環境・景観配慮指針案たたき台等の動向を確認しながら、構成市町村間での調整等について必要な取組を行う。

イ 南信州移住促進プロジェクト事業

(ア) 概要

各市町村が独自で取り組む移住促進施策に加え、広域的な連携によりU I ターン希望者に多様な選択肢を提供する機会を創出することで圏域への移住促進を図る。令和4年度よりつながり人口（関係人口）の創出というテーマを視点に加えて、地域内のつながり人口キーパーソン調査などを行った。南信州の知名度・認知度向上のため、ふるさと回帰フェアや、他団体の主催するつながり人口創出イベントなどに参加した。

- a 域内のつながり人口事業のキーパーソン調査
つながり人口創出のためのキーパーソン(ずくラーと呼称)について洗い出しを行った。その活動内容や課題等を把握するとともに、その人の魅力が伝わりやすい音声データを作成して、つながり人口関係者内で共有した。(調査人数：9人)
- b つながり人口のキーパーソン同士が集まる機会の創出（11月1日）
それぞれの活動内容をその他のキーパーソンや市町村担当者と共有できる場としてを『ずくラジ』公開収録デーを開催した。(参加人数：17人)
- c 移住・定住にむけたセミナーへの参加（9月20日、21日）
単独で出展しない町村と共にふるさと回帰フェアに出展し、当地域への移住に関する相談を受けた。(相談件数：28組)
- d 南信州暮らし移住相談会 in 名古屋の開催（11月9日）
名古屋吹上ホールにて、南信州暮らし相談会 in 名古屋を開催した。(参加：9市町村、5協力団体、相談件数：8組12名)

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

第5次広域計画においても、地域を担う人材確保の取組は最重要課題の一つである。各

市町村の取組みを尊重しながら、一体的な取組みにより移住・つながり促進効果を高めていくことが必要である。首都圏等での相談会などによる移住候補地としてのPRとともに、将来的なこの地域との関係人口づくりや南信州地域のブランド力の向上を目指して、14市町村及び関係機関の連携や移住者同士のつながりのネットワークを拡げて施策の効果を高めていく。

ウ 地域公共交通事業

(ア) 概要

南信州地域公共交通網形成計画（現：南信州地域公共交通計画）に基づく圏域内の公共交通の確保・維持について検討し、住民及び来訪者に対して「もっとやさしく・もっと便利に・地域のおでかけを支えるしくみ」の構築を目指す。

- a 「南信州地域公共交通計画」を令和3年6月に策定し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正（令和2年11月施行）を反映させ、一部事務を南信州地域交通問題協議会にて実施する体制に移行し、事務の見直しを図っている。
- b 南信州公共交通システムに基づき、利用促進・利用転換、既存公共交通の改善事業、利便性向上につながる事業を実施した。
- c 地域住民や来訪者に対し、より公共交通を利用してもらえるよう、バスの路線・時刻表データとグーグルマップ等の連携を行う取組を進め、南信州の定時定路線については全ての整備を終了し、継続的な運用に向けた役割分担を進めている。

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

- ・新計画に基づく実行性（実効性）のある事業の実施及び進行管理を行う。
- ・公共交通情報のオープンデータ化を行うとともに、公共交通の情報が得られやすくなったことの周知を継続的に実施していく必要がある。
- ・公共交通を取り巻く環境や技術などの変化が激しい中で、当地域の地形や実情に合った公共交通の姿について先進地域の事例などを参考に研究・検討を推進していく必要がある。
- ・運転手不足と言われる中、現行路線の在り方も含め、住民・行政・事業者間での検討が必要となってきた。

(2) 芸術・文化、教育を活かした地域づくり

ア 民俗芸能保存継承プロジェクト事業

(ア) 概要

南信州地域の民俗芸能は、地域の自然環境や生活文化に根差した重要な地域資源であり、民俗学の観点からも高い評価を得ており、国の重要文化財に指定されたものも多く、「伝統文化の宝庫」とも言われているが、地域の少子化や高齢化により継承が喫緊の課題となっている。

民俗芸能は単なる芸能である以上に、コミュニティの健全な存続に寄与してきた側面を持つため、それを保存継承することは持続可能な地域づくりにとって重要な役割を担っている。こうした考えの下設立された「南信州民俗芸能継承推進協議会」の事務局として、

民俗芸能の保存継承に資する事業に取り組む。

- a 南信州民俗芸能ファンクラブの設立・運営(令和7年3月31日現在)
 - ・メールマガジン登録 192人
 - ・Facebook フォロワー 1280人
 - ・Instagram フォロワー 561人
 - ・X(旧 Twitter) フォロワー 744人
- b 各種啓発イベントの実施
 - ・伊那民俗研究集会(9月22日、飯田美術博物館)
 - ・未来の担い手づくりイベント(9月15日、名古屋中日ビル地)
- c 南信州民俗芸能パートナー企業との連携
 - ・パートナー企業意見交換会(8月30日、飯田合同庁舎101会議室)
 - ・南信州民俗芸能キャラクターデザイン制作
 - ・南信州民俗芸能カレンダー制作・配布
 - ・第3回南信州民俗芸能フェスティバル(1月26日、飯田市鼎文化センター)

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

当地域の民俗芸能が持つ価値と継承の重要性に対する理解者のネットワークを広げ、地域全体・多様な主体で民俗芸能の保存継承に取り組むと共に、保存団体の上演する機会を増やし誇りを育むことで継承への機運を高めていくことが必要である。

イ 南信州地域の高校の将来像の検討

(ア) 概要

平成30年に長野県教育委員会が示した「高校再編～夢に挑戦する学び～実施方針」に対し、旧第9通学区である当地域では「南信州の高校の将来像を考える協議会」を設置して、この地域に望まれる高校の将来像についての検討を行った。

その結果、多様な生徒の生活スタイルに合わせた学びの場を提供できるよう飯田OIDE長姫高等学校の夜間定時制課程に多部制・単位制の機能を補完する仕組みを構築するという県教委の方針について、これを支援していく形での意見書をまとめた。これを受けて、令和4年度に飯田OIDE長姫高等学校定時制の単位制普通科が導入された。

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

令和5年1月に県教委は、「高校改革 再編・整備計画(三次)」を決定し、同年3月の広域連合会議にて県教委・校長会より報告がなされた。当圏域としても、今後在籍生徒数の大幅な減少が予想される中、更なる高校再編に向け、情報収集と検討を行っていく必要がある。

(3) スポーツと保健・健康の促進に着目した地域づくり

ア 在宅医療・介護連携推進事業

(ア) 概要

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の整備を目的とする。

平成 27 年度の介護保険制度改正を受け、構成市町村、広域連合、飯伊地域の関係機関・団体等、多職種の参画を得て平成 28 年 4 月に「南信州在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、専門部会を設けて課題の検討を行い 8 つの事業項目に取り組んできた。

地域の課題を抽出して検討し、地域包括ケアシステムを構築する一手段として、令和 3 年度に開始した「南信州地域合同ケアカンファレンス」では、多職種による困難事例の検討を行っている。また、介護職等の人材確保については、「介護のしごと相談会」を開催したほか、介護職の魅力を広く周知するために、広報やホームページに職場を紹介する取組を行った。

8 事業項目	取組・事業項目
地域の医療・介護の資源の把握	(1) 医療機関、介護事業所等の情報収集
	(2) 医療・介護資源のリストまたはマップ作成と活用 在宅療養不可能世帯数の把握
在宅医療・介護連携課題抽出と対応策検討	人材確保・資源偏在対策検討(看護職、介護職)
	地域ケア会議開催の促進
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	退院調整ルールづくり
医療・介護関係者の情報共有の支援	介護系を含む ICT システムの検討
	飯田下伊那診療情報連携システム[ism-Link]の運用方法・課題等の検討
在宅医療・介護連携に関する相談支援	(1) 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営 (2) 医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応等 (3) 地域包括支援センターとの連携
医療・介護関係者の研修	多職種研修
地域住民への普及啓発	(1) 在宅医療や介護に関する講演会等の開催 (2) 啓発パンフレットの作製・配布等 (3) 「地域包括ケアシステム」の住民への普及啓発
在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	南信州在宅医療・介護連携推進協議会の活動による連携の推進

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

介護人材不足は将来にわたる全国的な課題とされており、南信州圏域でも人材確保や資源偏在対策の検討に引き続き取り組む必要がある。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、「南信州地域合同ケアカンファレンス」を開催し、地域課題の共有と検討を継続する必要がある。

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）いわゆる「人生会議」について、公民館活動等と連携し講演会等を通じて、地区単位で引き続き周知、理解を図る必要がある。

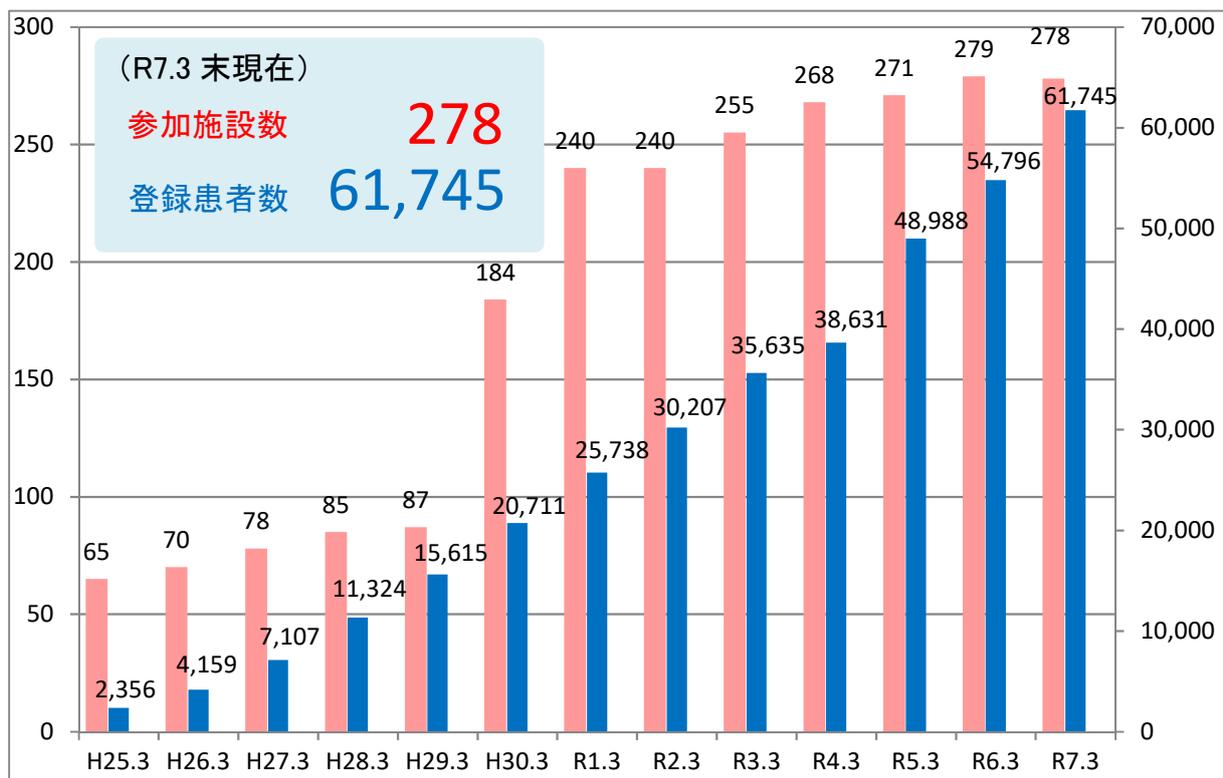
イ 飯田下伊那診療情報連携システム運営事業

(ア) 概要

飯田下伊那診療情報連携システム[ism-Link]は、平成21年度に飯伊医療圏域の中核病院である飯田市立病院を中心に導入され、平成28年4月にシステム更新に合わせて南信州広域連合が事業主体となった。

当初は、医療機関同士の利用が大多数であったが、その後、訪問看護ステーション、保険薬局、介護関係事業所等の加入が進み、多職種に広く活用されている。

[ism-Link] 登録患者数・参加施設数の推移



ism-Link 参加施設の内訳

施設区分	参加施設数(A)	圏域の施設数(B)	登録率(A/B)
病院	9	9	100%
診療所	68	97	70%
歯科診療所	26	74	35%
保険薬局	62	65	95%
訪問看護ステーション	16	16	100%
介護関係事業所（行政含む）	97	227	43%
合計	278	488	57%

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

参加施設や利用職員の増加により、改めて厳格な情報セキュリティ対策の周知徹底が必要である。また、登録率が低い施設区分に対する啓発が必要である。

ウ 看護師等確保対策修学資金貸与事業

(ア) 概要

南信州圏域における看護師等の人材不足対策として、平成29年度に「看護師等確保対策修学資金貸与事業」を開始した。毎年度10名程度の新規修学生を決定し、修学資金の貸与を行っている。

圏域内の医療機関等に5年間勤務することが返還免除要件であり、卒業者の多くが圏域内の医療機関等に看護師・保健師等として就職し活躍している。

修学資金貸与状況

年度	応募者	貸与者	貸付中	猶予者	免除者	返還対象者	飯田医師会負担金
平成29年度	13	10	0	8	0	2	1,200千円
平成30年度	10	10	0	6	1	3	2,400千円
令和元年度	19	12	0	9	0	3	3,600千円
令和2年度	16	10	0	6	0	4	4,000千円
令和3年度	16	10	2	8	0	0	4,000千円
令和4年度	13	10	8	2	0	0	4,000千円
令和5年度	16	11	10	1	0	0	4,000千円
令和6年度	13	10	10	0	0	0	4,000千円

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

圏域内で独自に同様の修学資金制度を設けている法人もあることから、月額5万円の貸与額等の妥当性を検討する必要がある。

(4) 新たな産業の振興や誘致による地域づくり

ア 産業振興と人材育成の拠点整備事業

(ア) 概要

航空機関連産業をはじめとする地域産業の高度化及び高付加価値化の実現や、次世代を担う新たな価値の創出、自立した力強い地域経済の循環を創造していくため、産業振興に寄与する多様な主体が交流し連携を深める「共創の場」として、平成 31 年 1 月、産業振興と人材育成の拠点（通称：エス・バード）を開設した。

管理運営は指定管理者である（公財）南信州・飯田産業センターに委託し、貸館事業等の取組みを行っている。

令和 6 年度は、引き続き、専門的な知見を有する「部門長」による試験要員への定期的な教育訓練と知識構築を行い、試験体制の強化を図った。福島 RTF と共に NEDO の委託事業「ReAMo プロジェクト」に参画し、次世代空モビリティ分野への新たな参入を目指して環境試験装置を活用しての実証試験を実施した。

また、信州大学と連携して取り組んでいる航空機システム関連産業を担う人材の育成を目的とした「航空機システム共同研究講座」、景観を総合的に計画・設計・プランニングできる人材の育成を目的とした「ランドスケープ・プランニング共同研究講座」を実施した。「次世代空モビリティシステム共同研究講座」の開講と「ランドスケープ・プランニング共同研究講座」の継続実施により、今後のより質の高い人材の育成が期待される。

a エス・バード利用状況

- ・利用者 1,101 件 47,725 人
(①貸館 36,461 人、②産業センター主催事業 4,902 人、③共創の場 6,362 人)
- ・インキュベート室 6 社入居

b 飯田工業技術試験研究所

- ・環境試験機器整備 5 台
H28 着氷試験装置、H29 防爆性試験評価装置、H30 燃焼・耐火性試験装置、
R 1 高速温度変化試験装置、R 2 高周波振動試験装置
- ・利用状況

航空機環境試験	EMC	食品系試験	その他
353 件	154 件	67 件	554 件

c 信州大学航空機システム共同研究講座

- ・修了者 36 名(H30 年度 2 名、R 1 年度 6 名、R 2 年度 3 名、R 3 年度 4 名、
R 4 年度 5 名、R 5 年度 10 名、R 6 年度 6 名)
いずれも、重工業企業をはじめ、航空機関連企業等に就職

d 信州大学ランドスケープ・プランニング共同研究講座

- ・修了者 1 名(R 6 年度 1 名)

(イ) 第 5 次広域計画に向けての課題

施設を安定的に運営していくために、利用料の規程の見直しを検討するとともに、飯田工業技術試験研究所の測定料金について、実態に合わせ適正化を進め、航空機環境試験機

器等の利用を更に高め、収益の改善を図る必要がある。

信州大学の水循環、グリーン水素実証実験関連施設整備への協力、支援を行う必要がある。

今後も指定管理者である（公財）南信州・飯田産業センターの安定的な施設運営に注視していく必要がある。

イ 広域観光リニアプロジェクト推進事業

(ア) 概要

南信州地域の資源を活用した観光を推進し、旅の目的地として選ばれる地域を目指すために、都市圏に向けた情報発信と様々なキャンペーンやイベントを広域観光振興事業として実施してきたが、平成30年12月に(株)南信州観光公社が「地域連携DMO」に登録されたことを機に、令和元年度から事業を観光公社に移管した。広域連合は、観光公社が南信州全体の広域観光の中心的役割を果たすための支援を行う。

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

地域連携DMOに認定された観光公社が広域的な観光振興の核となり、リニア開通を見据え、インバウンドも含めた誘客や情報発信、地域のおもてなし体制づくりが進むことが必要である。観光公社独自の事業を拡大し安定した継続経営がされるよう、財政基盤の強化や人材の確保等への支援を進めていく。

ウ マーケティングの視点による持続可能な地域づくりプロジェクト事業

(ア) 概要

人口減少に伴う少子高齢化や、リニア中央新幹線開業といった大きな環境変化を見据え、当地域の持続可能性を高めるために、自分視点ではなく相手視点によるアプローチであるマーケティングの思考や手法を取り入れた事業を実証し波及させることを目的とする。

平成28年度に市町村職員のマーケティング研究会により提案された事業の具体化に向け、プロジェクトチームを立ち上げ検討を進めている。

令和3年度から、事業の実施主体をNPO法人南信州山都共同社中に移管し、広域連合はその事業運営を支援していく。

a 「自信と誇りの持てる農業の再構築」

当地域のコミュニティ、文化・芸能、景観形成の基盤となっている農業により地域の差別化を図ることで、担い手を確保し、地域の持続性向上を目指す。

(a) 市場情報やマーケティングに関する勉強会の開催

(b) 農業技術や知識を蓄積し共有するための検討

(c) 生産物を高付加価値化して販売するための商品化（リゾットセット、サラダセットなど）

b 一村一企業ダーチャ運動

都市部の企業が、南信州地域の自然環境、文化、農産物といった資源を活用して、人材育成や社会的責任への対応といった課題を解決すると同時に、当地域の人口減少、耕作放棄地増加等の課題も解決する仕組みを構築し、都市部企業と当地域による継続的な

互恵関係を目指す。

(a) 受入候補地区の体制構築（勉強会開催、圃場整備等の実施）

(b) 参画企業誘致（イベント出展や企業訪問による事業提案の実施）

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

受け入れ候補地である下條村宝の戸地区での受け入れ体制の構築と準備が整い始めてきたが、NPO法人が活用している元気づくり支援金が令和6年度までで終了し、それに合わせて広域連合からの資金支援も終了した。今後NPO法人が自立的、継続的な取組としてプロジェクトを進めていけるように、広域連合としてできる協力を行っていく。

(5) 新たな機能の創出による地域づくり

ア アリーナ機能を中心とする複合施設整備検討事業（南信州リニア未来ビジョン推進事業）

(ア) 概要

リニア中央新幹線開業及び三遠南信自動車道の全線開通を見据え、新型コロナウイルス感染症及びデジタル社会の進展等による社会情勢の変化、価値観の多様化も踏まえながら、南信州地域の立地を活かした地域振興や面的整備（社会インフラ等の整備）の方向性を包括的に示すため、ブロック毎で協議を進め、当地域の望むべき将来像を現すビジョン「南信州リニア未来ビジョン」（令和4年2月）を策定した。

関係機関や郡市民との協議の場を設けビジョンの議論を深め、次期基本構想の策定にもつなげていく。

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

今後の人口減少社会を見据え、持続可能な地域を目指すために、ブロック毎のビジョンの議論を南信州全体に拡げて、共通の課題を見出し、将来に向けた方向性を明らかにしていく必要がある。

イ ICT環境整備利活用研究プロジェクト事業

(ア) 概要

リニア中央新幹線開業を見据え、南信州地域のICTインフラ整備を進めるとともに、地域課題の解決に適したICTの利活用の検討を進める。

市町村が掲げるICTを活用したまちづくりの構想を基に、市町村、情報通信企業等と連携し、南信州全体の光回線の整備方法及びICTの利活用について今後の方向性を研究していく。

a ICT環境整備利活用研究会の開催（5月17日、11月25日、3月27日）

自治体DXの推進に関する市町村間の課題、情報の共有及び学習機会の創出

b 視察の実施（10月3日、上伊那広域連合、駒ヶ根市、中川村）

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

令和3年度末を以って光回線未整備地区への光回線整備は完了したが、自治体DXに関して、課題によっては市町村間の連携が求められるため対応を要する。

人材の育成や活用の検討を進めると共に当地域にあった先行事例やデジタル技術の研修を行いICTの利活用について研究していく必要がある。

9 基幹事務事業

(1) 環境マネジメント事業「南信州いいむす21」

ア 概要

自然豊かな南信州の環境を守り、自然・環境に配慮した南信州地域のイメージ向上を図るため、南信州独自の環境マネジメントシステムである「南信州いいむす21」を推進（広域連合は登録審査申込受付、判定および登録証交付を担当）。

国際規格 ISO14001 の認証取得には多額な費用や手間がかかることなど、必要性を認めながらも取り組みにくい事業所が多いことから、ISO14001 の基本的な取組みを簡易にした南信州独自の環境マネジメントシステムとして提供している。

平成30年、ISO14001の規格改定（2015年）に伴い、「南信州いいむす21」の仕組みも改定した。主な変更点は以下の3点。①評価方向（上級、中級、初級の3つのクラスを廃止し、取り組む項目でポイント化）、②業務の環境改善、③具体的な活動の重視。

登録事業所数（令和7年4月1日現在）

ISO14001 南信州宣言	3事業所
★10	45事業所
★9	4事業所
★8	6事業所
★7	5事業所
★6	4事業所
★5	1事業所
計	68事業所

イ 第5次広域計画に向けた課題

「地域ぐるみ環境ISO研究会」が取り組む「南信州いいむす21」の取得について引き続き支援を行っていく。

(2) 包括協定を活用した地域づくり

ア 概要

民間事業者等が持つノウハウを活用し、第4次広域計画の基本構想、基本計画の実現や、構成市町村が共有する広域的な課題の解決に向けた包括協定を結ぶことで、有効な取組となるよう連携を推進する。また、行政が多様な主体と協働し、リニア時代を見据えた南信州地域の新たな枠組みづくりや取組展開につながるよう協定の具体的な効果を十分に精査し、進行管理を行う。

イ 第5次広域計画に向けての課題

各自治体で既に締結されている包括連携や類似内容もあるため、広域的な協定効果について十分に審議していく必要がある。

(3) 国道等整備改良促進事業

ア 中部国道協会・長野県南部国道連絡会

(ア) 概要

愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県（南信州・上伊那・木曾）の産業経済及び住民生活の支えである国道の整備改良促進のため、国への要望活動を実施している。

- a 7月11日 長野県南部国道連絡会総会、国道整備状況説明会
- b 10月2日 長野県南部国道連絡会提言活動（国土交通省、財務省、国会議員）
- c 11月7日 中部国道協会促進大会、秋季提言活動（国土交通省、国会議員）

(イ) 第5次広域計画に向けての課題

下伊那土木振興会等関係団体と連携して、当地域内の国道整備について提言活動・要望活動を実施していく必要がある。

イ 一般国道 153 号改良期成同盟会、三遠南信道路建設促進南信地域期成同盟会、天竜川上流治水促進期成同盟会、三峰川開発事業促進期成同盟会

(ア) 概要

広域連合事務局長が各種期成同盟会の幹事となっており、総会、幹事会等へ出席している。各期成同盟会等の活動に参画し、国等への要望活動を実施し、事業促進を図った。

(イ) 第5次広域計画に向けた課題

各同盟会に構成員として参画し、総会や提言活動に出席していく。

(4) 介護認定審査会の設置及び運営

ア 概要

介護認定審査会は介護サービスの利用に係る要介護度を判定する機関であり、南信州圏域では広域連合が設置して審査判定を行うこととしている。

審査会を圏域で共同設置するのは、市町村の枠にとらわれず、広いエリアから認定審査会委員を選出することにより公正・公平な審査が行えること、各市町村が独自に審査会を設置することに比べて経費の節減が図られること等を理由としている。

構成市町村と広域連合の審査会事務局を I B N 専用回線で結び、常時接続により市町村からの審査依頼の受付や市町村への審査判定結果の報告を迅速に行っている。

(ア) 介護認定審査会（※数値等は令和6年度の状況）

審査会委員数	58人（医療分野：30人、保健分野：14人、福祉分野：14人）
合議体の数	13合議体（通常合議体9、特別合議体4）
1合議体の委員数	4～5人
合議体の分野別委員構成	・通常合議体（9合議体） 医療分野2人、保健分野1人、福祉分野1人 ・特別合議体（4合議体） 医療分野（精神科医師又は神経内科医師含む）3人、 保健分野1人、福祉分野1人
審査会会場	南信州広域連合事務センター、高森町
審査会開催日程	毎月第1から第4の月曜日から金曜日

(イ) 審査判定状況（令和6年4月から令和7年3月までの実績）

審査会開催数	218回
審査件数（二次判定件数）	6,654件（うち再審査件数：3件）
リモート審査会実施回数	119回

(ウ) 審査結果（令和6年4月から令和7年3月までの実績）

区分	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
件数 (人)	5	456	561	1,394	1,185	1,042	1,111	897	6,651
構成比率 (%)	0.1%	6.9%	8.4%	21.0%	17.8%	15.7%	16.7%	13.5%	100%

イ 第5次広域計画に向けての課題

「自治体情報システムの標準化に対応した要介護認定支援システム」を円滑に導入するため、構成市町村と連携して準備を進め、本格稼働後は安定した運営を行う必要がある。

また、令和6年度から取り組んでいる「ペーパーレス審査会」の試行を推進することで、審査会事務の負担軽減及び審査の効率化向上を図るとともに、認定調査事務の負担軽減に向けた検討を進める必要がある。

併せて、持続可能な審査会運営を目指し、審査件数や委員負担の現状を踏まえて、合議体数や委員構成について推薦団体と検討を進める必要がある。

(5) 市町村審査会の設置及び運営

ア 概要

市町村審査会では、障がい支援区分の判定及び審査事務を共同処理している。共同処理により、公平、公正な審査、専門の医師等の確保、経費の削減等が図られている。

(ア) 市町村審査会（※数値等は令和6年度の状況）

審査会委員数	20人（医療分野：8人、保健・福祉分野：12人）
合議体の数	4合議体
1合議体の委員数	5人
合議体の分野別委員構成	医療分野2人、保健福祉分野3人
審査会会場	南信州広域連合事務センター
審査会開催日程	毎月2回、年間で24回を予定

(イ) 審査判定状況（令和6年4月から令和7年3月までの実績）

審査会開催数	24回
審査件数（二次判定件数）	343件
リモート審査会実施回数	12回

(ウ) 審査結果（令和6年4月から令和7年3月までの実績）

区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
件数 (人)	0	6	72	70	64	54	77	343
構成比率 (%)	0.0%	1.7%	21.0%	20.4%	18.7%	15.7%	22.4%	100%

イ 第5次広域計画に向けての課題

適正な審査会運営のため、精神科医師確保に努めるとともに、昨今のDX推進の観点から、審査会事務の負担軽減及び審査の効率化に向けた審査会資料のペーパーレス化の検討を進める必要がある。

(6) 障がい者相談支援事業

ア 概要

障がい者相談支援事業とは、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題に対応する事業で、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の便宜を提供している。

障がい者等の自立支援を目的とした地域生活支援事業のうち相談支援事業について、広域連合が相談事業者へ委託し、市町村の事務を共同処理している。

(ア) 相談窓口

- ・飯伊圏域障がい者総合支援センター（身体、知的、精神障がい関係）
- ・飯田市こども発達センターひまわり（障がい児、医療的ケア児等関係）

(イ) 相談等の状況（令和6年4月から令和7年3月までの実績）

障がい別の相談者数（圏域外からの相談件数を含む）

	身体障がい	重症心身	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	難病	医療的ケア	その他	不明	計
障がい児	16	5	18	1	152	0	3	4	726	1	926
障がい者	84	14	160	132	47	5	17	0	5	0	464
不明	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
計	100	19	179	133	200	5	20	4	731	1	1,392

相談支援内容及び件数（圏域外からの相談件数を含む）

福祉サービスの利用	社会資源の活用	障がいや病状の理解	健康・医療	不安解消・情緒安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	余暇活動	権利擁護	計
4,443	312	2,506	2,055	876	3,914	1,006	576	660	301	12	26	45	16,732

※圏域内の医療的ケア児・者の実数 50人（令和7年度台帳）

※医療的ケア児等とは、日常を営むために24時間にわたり人工呼吸器等の医療を要する障がい児・者のことをいう（者は39歳以下の介護保険利用対象者以外）。

イ 第5次広域計画に向けての課題

当地域におけるシームレスな相談体制の構築を目指すため、基幹相談支援センターの設置が必須であり、事業者の運営体制の整備及び業務内容について検討する必要がある。

令和6年度から取り組んでいる医療的ケア児等総合支援事業では、圏域内の医療的ケアを必要とする児・者を把握するための台帳整備を主軸に進めている。今後はさらに個別相談に対応するための連絡体制や組織体制の検討を進める必要がある。

また、支援を必要とする方々の必要なサービス利用に円滑につなげられるように、事業者との連携を密にするとともに、自立支援協議会を活用した地域課題の共有や相談体制づくりに対する支援に引き続き取り組む必要がある。

(7) 老人ホームの入所調整

ア 養護老人ホーム入所判定委員会の設置、運営及び入所判定

(ア) 概要

「養護老人ホーム入所判定委員会」は、老人ホームへの入所措置等の指針に基づき広域連合が設置し、市町村が行う養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る入所措置の適否の判定を行っている。

特別養護老人ホームが介護保険適用の施設になったことから、養護老人ホームは、主に措置入所に対応している。

(イ) 養護老人ホーム入所判定委員会

縣市町村老人福祉担当	4人
医師（精神科医）	1人
地域包括支援センター長	2人
老人福祉施設（養護、特養）の長	2人
開催日程	随時開催（通常は隔月開催） （5月、7月、9月、11月、1月、3月）

(ウ) 第5次広域計画に向けての課題

サービスの多様化により生活の場の選択肢が拡充したことから、入所対象者が顕在しにくくなっていることに併せ、空床により施設の運営も悪化傾向にある。施設との個人契約の選択を検討するとともに改めて市町村に適切な措置対応を働きかけ、公正・公平な入所判定の継続実施に努める必要がある。

イ 特別養護老人ホーム入所調整検討委員会の設置、運営及び入所調整

(ア) 概要

広域連合が設置する「特別養護老人ホーム入所調整検討委員会」では、南信州圏域内に所在する特別養護老人ホームのうちの14施設の入所調整を行っている。

入所判定委員会では、入所の必要度の高い方が優先的に入所できるよう、入所希望者の状況、介護者及び家族の介護力等を点数化した入所順位判定基準を基に入所順位を判定している。

従来の入所順位判定基準の制定（平成27年3月）から6年が経過したことから、状況の変化を踏まえて令和3年度に判定基準の見直しのための小委員会を設置し、入所調整検討委員会で見直しの点を協議の上、令和4年12月に入所順位判定基準を改定した。その後令和5年3月の入所調整委員会から改定後の基準による入所判定を実施している。

(イ) 特別養護老人ホーム入所調整検討委員会

市町村老人福祉担当	2人
特養施設関係者（施設長）	2人
居宅介護支援事業所関係者（介護支援専門員）	3人
関係市町村の民生児童委員	2人
長野県飯田保健福祉事務所担当（オブザーバー）	1人
開催日程	3か月毎に定例で開催 (6月、9月、12月、3月)

(ウ) 第5次広域計画に向けての課題

公正・公平な入所判定及び入所調整の継続実施に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の流行の影響や、人材不足により受け入れを制限している施設の状況を踏まえながら、入所調整を進める必要がある。

ウ 老人福祉施設入所措置状況

令和7年3月31日現在

区 分		養 護 老 人 ホ ー ム								
施設	市町村	信濃寮	天龍荘	ハートヒル川路	光の園	計	圏域外・県外施設	合計	入所待機者数	備考
		松川町	9	3	2		14		14	
高森町	7	1	6	1	15		15			
阿南町	2	4	1		7		7			
阿智村	3	1			4		4			
平谷村					0		0			
根羽村					0		0			
下條村	1		1		2		2			
売木村				1	1		1			
天龍村		22			22		22	1		
泰阜村	1		1		2		2			
喬木村	3				3		3	1		
豊丘村	3				3		3			
大鹿村				1	1		1			
郡 計	29	31	11	3	74	0	74	2		
飯 田 市	44	1	80	10	135		135	20		
郡 市 計	73	32	91	13	209	0	209	22		
郡外からの入所			1	16	17		17			
県外からの入所				1	1		1			
合 計	入所実数	73	32	92	30	227	0	227	22	
	定 員	80	40	100	50	270	—	270	—	

エ 老人福祉施設利用状況

令和7年3月31日現在

区分	特別養護老人ホーム															入所待機者数			
	施設	公設									小計	民設					小計	合計	
		飯田荘	第二飯田荘	阿南荘	松川荘	阿智荘	天龍荘	遠山荘	喬木荘	やすおか荘		あさぎりの郷	赤石寮	ゆい	陽だまりの丘				笑みの里
市町村																			
松川町	1	1	4	28	1	3	5	6	1	50	8	6	1		1	16	66	50	
高森町	1		3	3	1			1	1	10	22	3				25	35	36	
阿南町		1	21			1	1		1	25		17			1	18	43	11	
阿智村			2		40	1	2		1	46		3				3	49	23	
平谷村					1					1						0	1		
根羽村										0						0	0		
下條村			2				1		1	4		1	1			2	6	4	
売木村			2							2		4			1	5	7	1	
天龍村	1					20	2		3	26		1				1	27	8	
泰阜村			1				1		13	15						0	15	2	
喬木村	2	1	2	2	1		2	22	1	33	1	3				4	37	42	
豊丘村		1	1	2	1	1		3	1	10	4				1	5	15	17	
大鹿村			2	1		1		2		6	1					1	7	3	
郡計	5	4	40	36	45	27	14	34	23	228	36	38	2	0	4	80	308	197	
飯田市	32	20	38	14	29	18	33	13	26	223	23	23	54	10	24	134	357	288	
郡市計	37	24	78	50	74	45	47	47	49	451	59	61	56	10	28	214	665	485	
郡外からの入所										0					1	1	1	2	
県外からの入所						1				1						0	1	2	
合計	入所実数	37	24	78	50	74	46	47	47	49	452	59	61	56	10	29	215	667	489
	定員	40	40	80	50	80	50	50	50	50	490	64	65	58	10	30	227	717	

才 令和6年度老人ホーム入所判定・入所利用申込・入所件数

令和7年3月31日現在

市町村名	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム	
	入所判定 件数	入所件数	入所申込 件数	入所件数
松川町	2	2	50	33
高森町	1	2	51	18
阿南町	0	0	25	15
阿智村	0	0	32	16
平谷村	0	0	0	1
根羽村	0	0	0	0
下條村	0	0	8	2
売木村	0	0	1	1
天龍村	8	7	8	5
泰阜村	0	0	9	7
喬木村	0	0	28	11
豊丘村	1	1	17	7
大鹿村	0	0	4	1
郡計	12	12	233	117
飯田市	34	26	345	146
郡市計	46	38	578	263
郡市以外		2	6	0
合計	46	40	584	263

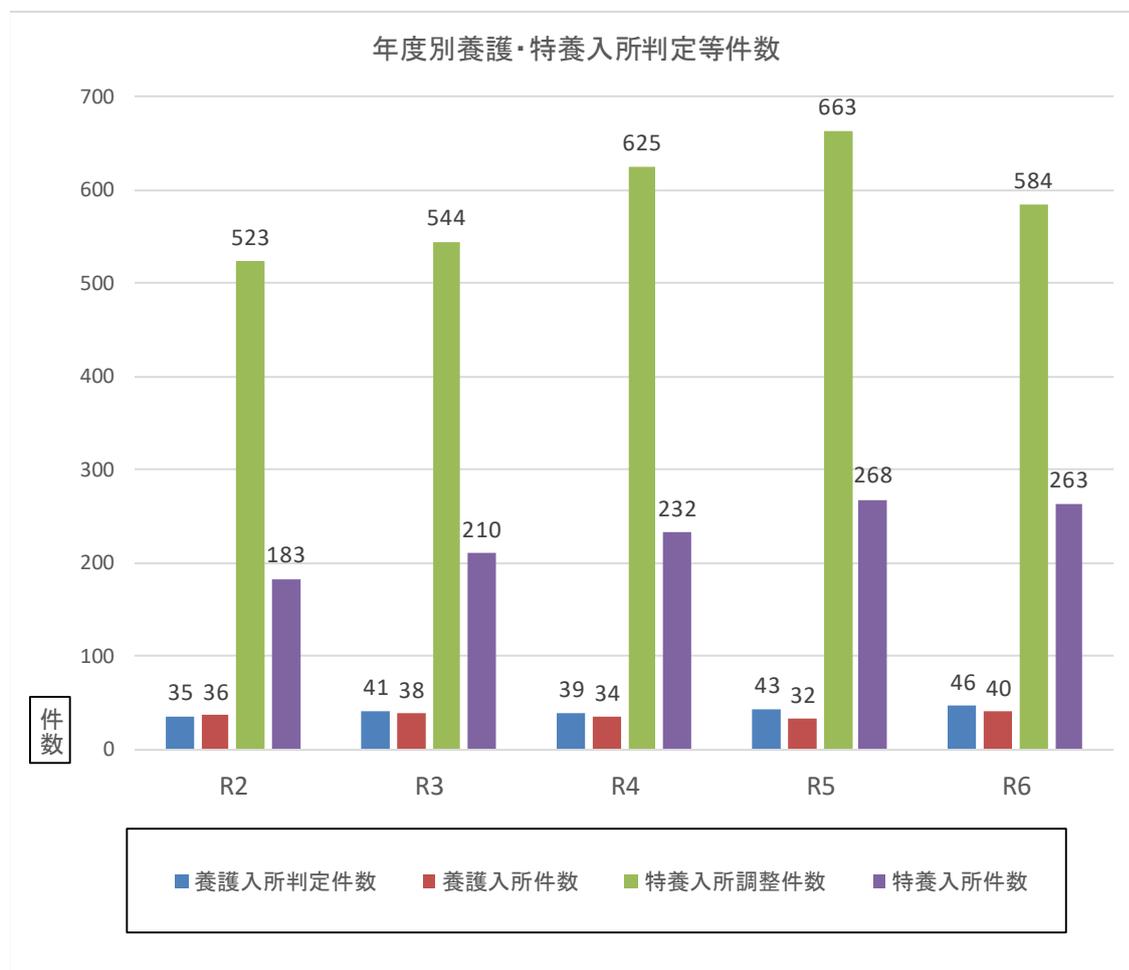
※特別養護老人ホームの入所申込件数は、令和6年4月～令和7年3月に新たに申込みのあった件数。

※養護老人ホームの入所判定件数及び入所件数には緊急入所件数が含まれる。

カ 年度別老人ホーム入所判定・入所申込・入所件数（過去5年）

令和7年3月31日現在

年度	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム	
	養護入所判定件数	入所件数	特養入所申込件数	入所件数
R2	35	36	523	183
R3	41	38	544	210
R4	39	34	625	232
R5	43	32	663	268
R6	46	40	584	263



キ 年度別特別養護老人ホーム待機者状況（過去5年）

（各年度末、単位：人）

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人数	556	548	591	578

(8) 広域防災計画の実施に必要な連絡調整

ア 概要

当地域全体に被害が及ぶ大規模地震や豪雨災害等に備えるために、様々な面で対策を講じる必要があり、基本的には市町村毎に防災計画や相互応援協定が締結されている。

広域連合は建築士会と「災害時における避難施設等の被災状況調査に関する協定」を締結し、災害時における建築士の応急危険度判定に関する広域的な連絡調整の役割や、広域消防に関する協定や民間等と災害時の協定締結の事務を担っている。

イ 当面の課題

策定されている各市町村の地域防災計画に伴う県及び市町村間の連携と適宜の見直しが重要であり、地域住民の防災意識の向上と合わせて防災対策の情報共有を図っていくことが求められる。

(9) 消防

ア 概要

(ア) 構成

1市3町10村

(飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村)

(イ) 飯田広域消防と消防相互応援協定を締結した県外消防本部

豊田市消防、浜松市消防、恵那市消防、中津川市消防、新城市消防

イ 当面の課題

(ア) 地域防災力強化と次世代育成事業

a 消防団及び教育機関と協働し、応急手当普及員養成及び防災教育の推進

地域防災力の充実強化を図るため、消防団員のリーダー育成の一環として応急手当普及員の養成を促進するとともに、地域及び事業所内における活躍を推進する。また、教育機関における防災教育において児童が消防職員や消防団員と触れ合い、より地域に密着した内容として理解を深めるとともに、消防・防災についての興味関心を高め、将来の地域防災の担い手となり得る人材の育成に寄与する。

b リエゾンの充実強化と消防団連携の拡充

携帯情報端末(タブレット)を取り入れたリエゾン活動マニュアルの見直し及び派遣候補者を対象としたリエゾン研修を実施し、リエゾン派遣体制の充実強化を図るとともに、消防団との合同訓練・研修についてリエゾン派遣候補者を中心に計画し、市町村との顔の見える関係を構築することで、災害対応の際には迅速な情報共有を図り、効果的な災害対応を行う。

c 管内事情を踏まえた消防体制づくり(遠隔地対策)

消防機関の到着及び救急搬送に時間を要する地区(遠隔地)での火災等災害発生時における初期対応や救急事案における早期接触など、迅速な情報収集や判断により消防活動の効率化に繋げることで被害を最小限にすることを目的とした取組や、自助・共助など地域

防災力の強化を目的に消防団と協働した自主防災組織等への指導、大規模災害時におけるリエゾンの役割など、遠隔地対策として該当する4村（根羽村、売木村、天龍村、大鹿村）に派遣する消防職員の役割について検討を行う。

d 高齢者を始めとする住民対象防火講話の実施

住民の火災予防に対する意識付けや、火災危険性を低減する行動の習慣化、住宅用火災警報器の設置を目的に、高齢者や住民に対して訴求力を高めていく防火講話を推進する。

e 防火対象物、危険物施設の違反是正指導

安全・安心な地域づくりのためには、防火対象物及び危険物施設の消防法令違反を是正する必要がある。画一的な違反是正のためのマニュアルに基づき、職員一人一人が違反処理の知識・技能を習得し、違反是正強化を図る。

(イ) 災害対応力の充実強化事業

a 消防活動の充実（消防活動実施要領策定）

消防計画における実施要領の策定に向けた素案の検討及び要領策定を踏まえた各所属における統一的な訓練計画や訓練手法の共有化の推進。警防技術向上のための全体訓練及び指揮体制・安全管理に関する教育訓練の実施。

b 救助活動の充実（救助活動要領策定・見直し）

各種災害（土砂、水難、山岳、トンネル、NBC）における救助技術の高度化等検討会報告書に基づく、救助活動要領について計画的に訓練を行うとともに、活動要領について地域の実情や情勢にあわせて随時点検見直しを行う。

c 救急活動の充実（救急訓練実施要領に基づく教育）

救急活動総合シミュレーション、POT（フィジカルアセスメントに特化したトレーニング）、病院研修を継続し、適切な救急業務を遂行するための正しい知識と技術の習得及び維持向上を図る。

d 警防分野におけるDXの推進（マイナ救急導入）

マイナ救急については、昨年同様、実証事業を再開します。マイナ救急を有効に活用し、救急隊員が傷病者のマイナ保険証から搬送先の病院選定や応急処置に役立つ情報を迅速に把握し、救急業務の円滑化を図る。

e 消防力適正配置の研究（遠隔地対策、南西部・中央ブロックの研究）

管内各地域における道路や水利の状況、大規模災害における被害予想などを考慮し、各方面（ブロック）に必要な施設・設備について研究するとともに、各方面を担当する署所に必要な車両や資機材等、車両の整備（更新）計画について点検し、適正な配置を行えるよう検討を進める。

(ウ) 消防施設等の維持及び整備事業

a 高森消防署庁舎新築に伴う移転

令和7年度中（令和8年1月）の竣工・仮運用開始に向け、随時施工業者との協議を行い細部について調整を行う。また、北部地区の防災拠点構想の具体化を目指し、高森町における「かわまちづくり（MIZBEステーション）」協議会との連携を図る。

b 財政計画に基づく消防車両の更新整備

各消防車両の使用頻度や経年による劣化状況、更新計画を鑑み、財政負担を軽減するた

め有利な起債等を活用しながら、車両の更新を進める。

(令和7年度購入予定車両)

災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車1台、多機能型ポンプ自動車1台
指揮車1台

c 消防施設の維持及び改修による長寿命化

公共施設等総合管理計画に基づき、庁舎施設の更新及び改修による長寿命化を進める。

(令和7年度主な修繕予定)

消防庁舎照明LED化工事(3署)

d 女性消防吏員数7人(組織内3%)を目標とした施設整備

女性消防吏員増員を目指す中で、女性職員が働きやすい環境整備を進める必要がある。

庁舎建設の機会に併せて女性用仮眠室の整備を進めるとともに、女性消防吏員が働きやすい人員体制の検討を進める。

(エ) 消防通信指令体制の整備事業

a 消防指令センター共同運用体制構築

令和8年4月に運用開始を目指し、消防指令センターを令和7年度内に構築を行い、高性能な指令システムの構築及び人員の効率化を図り、住民サービスの拡充を目指す。

b 消防指令センター設置に伴う各種システムの移行

指令システム構築に伴い、新たなネットワーク網を飯田広域消防の基線として導入し、指令、無線、消防業務システム、内線等それぞれの幹線として活用を行いながら、消防DXへの新たな構築について検討する。

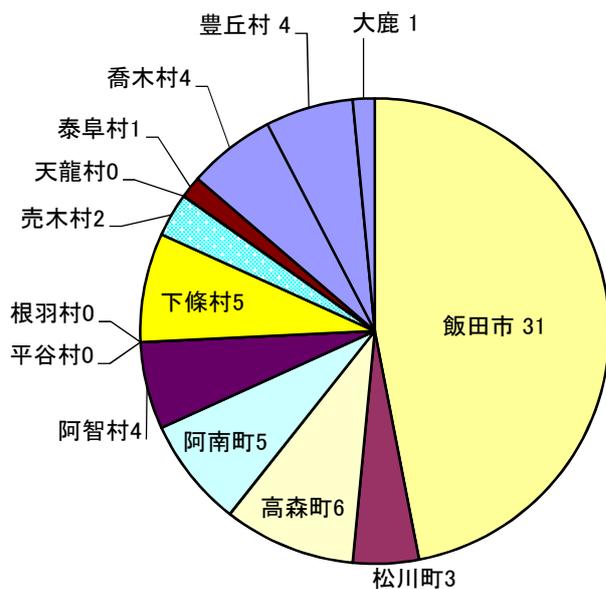
ウ 火災発生状況及び救急出動状況

(ア) 市町村別火災発生件数

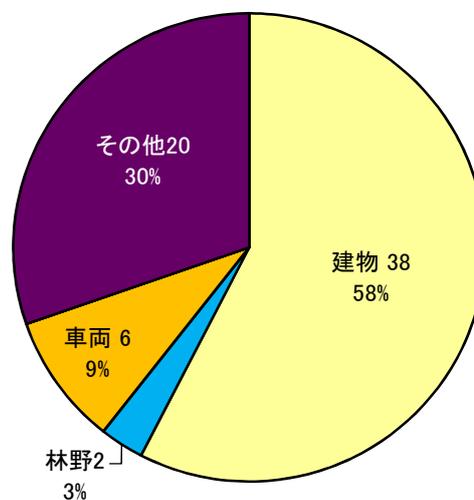
(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

月 市町村名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	建物	林野	車両	船舶	その他
飯田市		5	6	2	2	2	2	4	2	2	1	3	31	17	1	5		8
松川町			1	2									3	3				
高森町			1		3					1	1		6	3				3
阿南町				1			1		1	1	1		5	3		1		1
阿智村					2		1					1	4	3				1
平谷村																		
根羽村																		
下條村	1		2				1					1	5	3				2
売木村					2								2	2				
天龍村																		
泰阜村				1									1	1				
喬木村		1	2					1					4	1	1			2
豊丘村	1			1				1				1	4	2				2
大鹿村				1									1					1
合計	2	6	12	8	9	2	5	6	3	4	3	6	66	38	2	6		20
令和5年	7	7	11	14	2	1	4	3	3	2	6	6	66	23	11	7		25
令和4年	8	11	13	5	3	5		5	2	1	5	3	61	29	7			25
令和3年	5	14	7	11	3	4	5	7	1	5	7	4	73	44	7	5		17
令和2年	7	10	12	9	8	4		7	2	3	3	10	75	31	3	6		35

市町村別 火災発生件数



火災種別別 発生件数

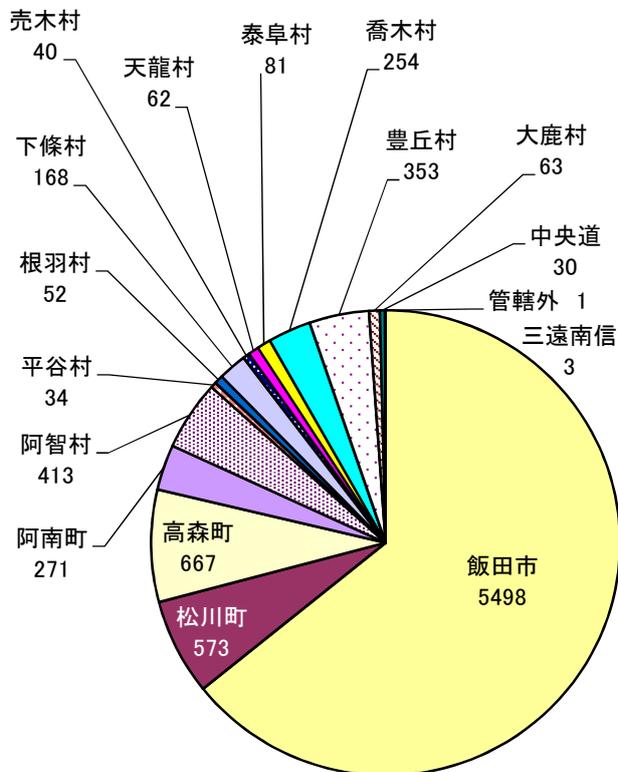


(イ) 市町村別救急出動件数

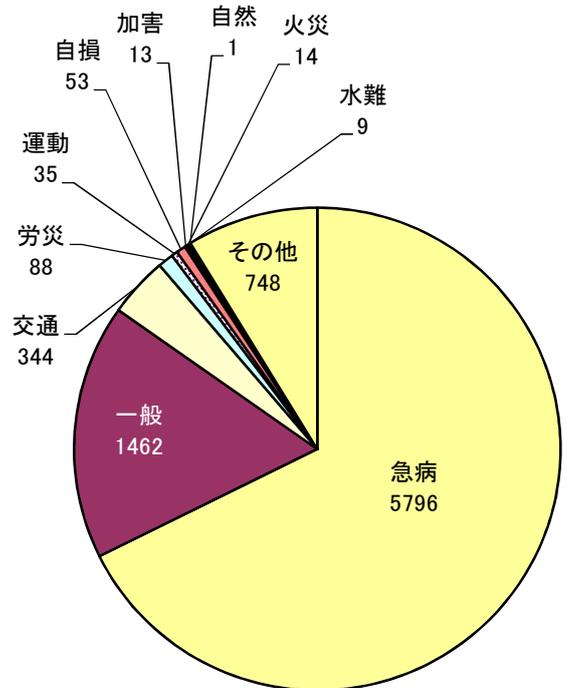
(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

地区別	出動件数	火災	自然	水難	交通	労災	運動	一般	加害	自損	急病	その他
飯田市	5,498	6		2	189	46	24	938	5	33	3,748	507
松川町	573	1			27	4	2	92	2	6	396	43
高森町	667	1			25	7		102	1	7	425	99
阿南町	271				13	5	4	40	1	1	150	57
阿智村	413	1	1		21	12	1	71	2	1	290	13
平谷村	34			1	4			11			18	
根羽村	52				6	2		6			37	1
下條村	168	2			5	1		37			116	7
売木村	40				3	1		6			28	2
天龍村	62			1	2	1		14		2	39	3
泰阜村	81			4	4	2		19			49	3
喬木村	254			1	14	3	2	42	1		183	8
豊丘村	353	2			12	3	1	71		2	262	
大鹿村	63	1			2	1	1	11	1		41	5
中央道	30				14			2		1	13	
三遠南信	3				2						1	
管轄外	1				1							
合計	8,563	14	1	9	344	88	35	1,462	13	53	5,796	748

市町村別 救急件数

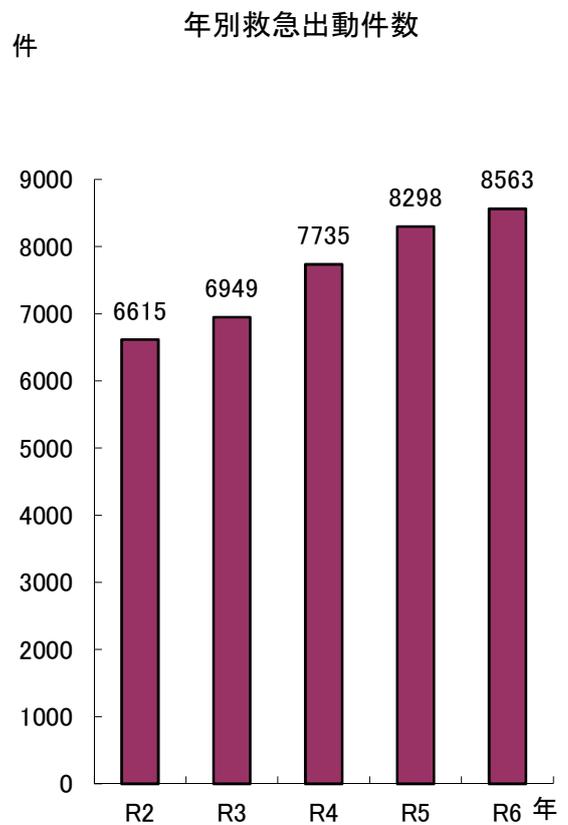
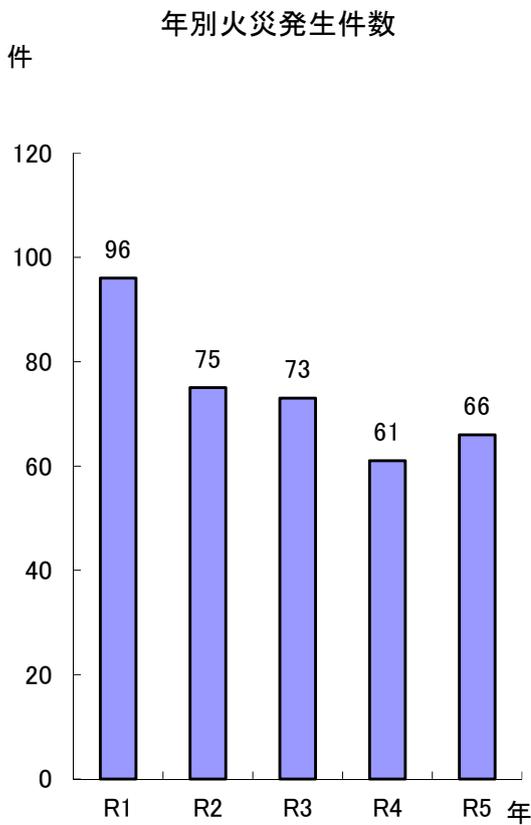


救急種別 救急件数



(ウ) 年別火災救急状況

	火災発生件数					救急出動件数				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
飯田市	34	33	33	28	31	4,268	4,315	4,991	5,261	5,498
松川町	4	8	7	5	3	419	444	521	530	573
高森町	11	7	6	6	6	497	566	574	673	667
阿南町	1	1	2	4	5	240	282	288	277	271
阿智村	6	8	3	4	4	330	337	376	385	413
平谷村		1	1	2		38	41	41	42	34
根羽村	2		1			57	59	50	64	52
下條村	2	2	1	2	5	112	164	166	165	168
売木村	2		2		2	29	30	28	32	40
天龍村						78	85	79	111	62
泰阜村	3	1	2	4	1	41	57	64	82	81
喬木村	3	6	1	5	4	207	236	195	273	254
豊丘村	5	5	2	4	4	220	257	271	323	353
大鹿村	2	1		2	1	49	58	61	52	63
中央道						27	18	30	27	30
三遠南信						2			1	3
管轄外						1				1
合計	75	73	61	66	66	6,615	6,949	7,735	8,298	8,563



エ 消防機械等の現況

署所別配置状況

(令和7年4月1日現在)

機械等	署所	本部	飯田消防署		伊賀良消防署			高森消防署		阿南消防署			合計
			本署	羽場分署	本署	山本分署	龍江分署	本署	座光寺分署	本署	平谷分署	和田分署	
ポンプ車			1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	12台
小型ポンプ付積載車								1		1			2台
はしご車			1										1台
化学車			1										1台
救助工作車			1							1			2台
水槽車								1					1台
救急車			2	1	2	1	1	2	1	2	1	1	14台
人員輸送車		1											1台
資機材搬送車			2							1			3台
指揮車			1		1			1		1			4台
支援車		2								2			4台
査察広報車		3	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	15台
一般車	連絡車等		4										4台
	二輪車		1										1台
車輛合計		11	11	3	7	3	3	8	3	10	3	3	65台
無人航空機(ドローン)			1	1				1		1			4
ホース	40mm									15	10	4	29
	50mm		70	48	79	60	55	90	60	92	60	60	674
	65mm		75	10	68	13	30	10	10	30	37	10	293
化学消火薬剤			1,280	100	160	100	60	120	180	280	200	120	2,600 ^{リットル}
発砲管銃			11	1	2	1	1	1	1	2	2	2	24
消火原液吸入装置			2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	12
可搬式放水砲			2										2
背負い式消火水のう			25	8	20	8	8	20	8	24	8	8	137
空気呼吸器			25	4	12	4	4	12	4	13	4	4	86
空気ポンペ	4.7 ^{リットル}		6										6
	6.8 ^{リットル}		46	9	20	9	8	16	10	20	8	7	153
	8 ^{リットル}		45	1	6	4	2	10	3	9	4	6	90
	9 ^{リットル}				2								2
	50 ^{リットル}		6										6
ゴムボート(船外機付)			1							2			3
エアートント			2		1			1		1			5

オ 防火対象物の現況

(令和7年3月31日現在)

用途区分		市町村別														合 計
		飯田市	松川町	高森町	阿南町	阿智村	平谷村	根羽村	下條村	売木村	天龍村	泰阜村	喬木村	豊丘村	大鹿村	
1	イ 劇場・映画館等	4		2					1					1		8
	ロ 公会堂・集会場	195	32	42	7	14	1	1	7	1	8	1	24	21	5	359
2	イ キャバレー等	2														2
	ロ 遊技場/ダンスホール	19		3												22
	ハ 風俗営業等															
	ニ カラオケボックス等	3														3
3	イ 待合・料理店	13	1	1												15
	ロ 飲食店	178	16	19	2	21	2	3	1	1		1	1	3	3	251
4	百貨店・マーケット	248	26	23	8	12		1	4	1			8	8	1	340
5	イ 旅館・ホテル	79	5	15	5	38	2	7	7	7	4	3	2	2	14	190
	ロ 共同住宅・下宿等	861	42	58	18	21	3	8	11	6	4	9	17	9	6	1,073
6	イ 病院・診療所等	88	2	8	3	2			1	1			1	1		107
	ロ 老人福祉施設等	40	10	7	10	7		1	3	1	3	1	3	2		88
	ハ デイサービス等	139	32	14	11	12	2	1	2	2	2	5	14	10	2	248
	ニ 幼稚園・盲学校等	4											1			5
7	小・中・高等学校等	40	4	9	7	7	1	2	2	1	3	2	4	3	2	87
8	図書館等	15		1	3	3	1	1	1				2	1	2	30
9	イ 蒸気・熱気浴場															
	ロ イ以外の公衆浴場	4				1					2					7
10	車両の停車場	3														3
11	神社・寺院等	85	13	15	4	6		1	2	1	1	3	6	3	1	141
12	イ 工場・作業場	731	123	137	26	42	2	5	17	7	8	8	38	53	4	1,201
	ロ 映画スタジオ等															
13	イ 自動車車庫・駐車場	21	1	1		1	1	1						1		27
	ロ 飛行機格納庫															
14	倉庫	276	37	36	6	7	1	4	2	1			7	18	1	396
15	前各号に該当しない事業所	627	51	54	34	41	15	14	15	4	14	9	30	31	11	950
16	イ 複合用途防火対象物	686	68	43	15	39	10	7	12	11	7	7	15	14	8	942
	ロ 上記以外の複合用途防火対象物	466	45	32	6	11	2	3	1	3	1	4	12	8	4	598
17	重要文化財等	18		2	1	2		1	1			6				31
18	延長50m以上のアーケード															
合 計		4,845	508	522	166	287	43	61	90	48	57	59	185	189	64	7,124

カ 予防査察実施状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

用途区分		署別				
		飯田消防署	伊賀良消防署	高森消防署	阿南消防署	合計
		防火対象物	防火対象物	防火対象物	防火対象物	防火対象物
1項	イ				1	1
	ロ	1	5	3	3	12
2項	イ					
	ロ	1	1	2		4
	ハ					
	ニ					
3項	イ	1				1
	ロ	1	4	3	2	10
4項		4	14	10	1	29
5項	イ	1	11	2	14	28
	ロ				2	2
6項	イ	2	1	1	1	5
	ロ			2	1	3
	ハ	1	1		3	5
	ニ					
7項		2				2
8項			1		1	2
9項	イ					
	ロ					
10項						
11項			1	1		2
12項	イ	1	2		2	5
	ロ					
13項	イ					
	ロ					
14項			1	1		2
15項		2	3		1	6
16項	イ	17	10	14	7	48
	ロ		1		1	2
17項		2	4	2	2	10
合計		36	60	41	42	179

防火管理者資格取得講習会実施状況（昭和36年度～令和6年度講習取得累計10,261人）

令和4年度	甲種	163人	乙種	21人
令和5年度	甲種	158人	乙種	16人
令和6年度	甲種	150人	乙種	15人

キ 建築同意事務件数

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

用途区分		同意内容	新築	増築	改築	移転	修繕	模様替	用途変	その他	計
1	イ	劇場・映画館等									
	ロ	公会堂・集会場	1								1
2	イ	キャバレー等									
	ロ	遊技場/ダンスホール									
	ハ	風俗営業等									
	ニ	カラオケボックス等									
3	イ	待合・料理店									
	ロ	飲食店	4								4
4		百貨店・マーケット	5	3							8
5	イ	旅館・ホテル									
	ロ	共同住宅・下宿等	30	1							31
6	イ	病院・診療所等	1	2							3
	ロ	老人福祉施設等	1	2							3
	ハ	デイサービス等	4	4							8
	ニ	幼稚園・盲学校等									
7		小・中・高等学校等		3							3
8		図書館等	1								1
9	イ	蒸気・熱気浴場									
	ロ	イ以外の公衆浴場									
10		車両の停車場		1							1
11		神社・寺院等		3							3
12	イ	工場・作業場	2	19							21
	ロ	映画スタジオ等									
13	イ	自動車車庫・駐車場		1							1
	ロ	飛行機格納庫									
14		倉庫	7	2				3			12
15		前各号に該当しない事業所	21	9							30
16	イ	複合用途防火対象物			1				1		2
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	1	1							2
17		重要文化財等									
18		延長50m以上のアーケード									
一般		専用住宅	39	8							47
		併用住宅	4								4
		その他	14	8							22
合 計			135	67	1				4		207

ク 危険物施設の状況

(令和7年3月31日現在)

危険物施設 区別	計	製 造 所	小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タン ク 貯 蔵 所	特定 屋外	屋 内 タン ク 貯 蔵 所	地 下 タン ク 貯 蔵 所	簡 易 タン ク 貯 蔵 所	移 動 タン ク 貯 蔵 所	14k 超 トラ ー	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 1 種 販 売 取 扱 所	第 2 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	事 業 所 数	
検査済証交付施設数	717	3	498	98	44	0	11	197	4	138	10	6	216	133	6	0	77	414	
数量別	5倍以下	341		286	53	12	8	86	4	119		4	55	11	2		42		
	5倍を超え 10倍以下	143	1	111	26	8	3	72				2	31	10	2		19		
	10倍を超え50 倍以下	116	2	62	16	12		31		3			52	36	2		14		
	50倍を超え 100倍以下	42		24	1	6		5		12	7		18	17			1		
	100倍を超え 150倍以下	26		8	2	1		1		4	3		18	18					
	150倍を超え 200倍以下	19		2		1		1					17	16				1	
	200倍を超え 1000倍以下	29		4		3		1					25	25					
	1000倍を超え るもの	1		1		1							0						
類別	単 独	第1類	0		0								0						
		第2類	0		0								0						
		第3類	0		0								0						
		第4類	712	3	493	93	44	11	197	4	138	10	6	216	133	6		77	
		第5類	1		1	1								0					
		第6類	0		0									0					
	混在	2		2	2								0						
飯田市	356	1	240	56	24		4	84	2	67	8	3	115	64	6		45		
松川町	77	2	47	10	7		1	14		15			28	14			14		
高森町	58		43	13				20		8	2	2	15	12			3		
阿南町	30		22	2	1		1	10		8			8	6			2		
阿智村	63		48	6	1			33	2	6			15	9			6		
平谷村	12		9		1			5		2		1	3	2			1		
根羽村	7		5		1		1	1		2			2	2					
下條村	18		13	2	1		1	6		3			5	4			1		
売木村	8		5					4		1			3	3					
天龍村	9		8				1	5		2			1	1					
泰阜村	15		11	2	1		1	5		2			4	4					
喬木村	36		30	2	6			4		18			6	4			2		
豊丘村	16		10	4	1			4		1			6	3			3		
大鹿村	12		7	1			1	2		3			5	5					
計	717	3	498	98	44	0	11	197	4	138	10	6	216	133	6	0	77		

「特定屋外」は「屋外タンク貯蔵所」の内数を表し、「14k超トレーラー」は「移動タンク貯蔵所」の内数を表す。

ケ 危険物施設立入実施数

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

署別 危険物施設	予防課	飯田 消防署	伊賀良 消防署	高森 消防署	阿南 消防署	合計
製造所						
屋内貯蔵所						
屋外貯蔵所			1			1
屋外タンク貯蔵所						
屋内タンク貯蔵所						
地下タンク貯蔵所	6	6	6	7	13	38
簡易タンク貯蔵所						
移動タンク貯蔵所						
給油取扱所	48	1				49
自家用給油取扱所						
第1種販売取扱所						
第2種販売取扱所						
一般取扱所			2			2
合計	54	7	9	7	13	90

コ 各種申請届出書受理件数

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

区 分		受理 件数	区 分		受理 件数
危険物製造所等 設置変更許可申請	製造所		防火対象物使用開始届		147
	貯蔵所	5	火を使用する設備等の設置届		32
	取扱所	16	発電・変電・蓄電設備設置届		43
危険物製造所等 完成審査申請	製造所		ネオン管灯設備設置届		
	貯蔵所	5	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱届		66
	取扱所	17	圧縮アセチレンガス等貯蔵取扱届		33
危険物製造所等 譲渡引渡届出	製造所		防火管理者選・解任届		302
	貯蔵所	26	消防計画届		364
	取扱所	20	消防設備設置届		345
危険物製造所等 廃止届出	製造所		消防用設備点検結果報告		3,182
	貯蔵所	9	防火対象物点検結果報告		136
	取扱所	4	防火対象物権原者変更届		9
水張水圧検査申請書			防火対象物特例認定申請等		21
危険物製造所等休止(再開)届			高圧ガス販売施設等の意見書交付申請		
危険物仮貯蔵・仮使用・仮取扱承認願		14	消防法令適合通知書交付申請		8
危険物保安監督者選解任届		47	り災証明申請		42
危険物製造所等品名数量変更届		3			
予防規程認可 変更申請書		3			

(10) ごみ処理施設の設置、管理及び運営

当圏域のごみ処理施設にかかる経過（平成以降）

年 月	内 容
平成元年 4 月	「桐林クリーンセンター（旧ごみ処理施設）」開設（飯田衛生施設組合）
6 年 4 月	飯伊広域行政組合発足（1 市・3 町・14 村・5 一部事務組合・1 協議会）
11 年 4 月	南信州広域連合設立
15 年 3 月	「桐林クリーンセンター」正式稼働（H15/3/15）
22 年 3 月	「桐林クリーンセンター（旧焼却場）」解体
23 年 3 月	「桐林リサイクルセンター」竣工
23 年 7 月	ごみ処理施設建設検討委員会設置
24 年 12 月	検討委員会からの答申に基づき次期ごみ処理施設の概要決定
26 年 10 月	次期ごみ処理施設に係る基本協定等締結（飯田市下久堅、上久堅、龍江地区）
27 年 3 月	次期ごみ処理施設整備建設工事 起工式
29 年 12 月	「稲葉クリーンセンター」正式稼働（H29/12/1）

ア 稲葉クリーンセンター

平成 29 年 12 月より当施設では、圏域内の一般廃棄物を安定的かつ効率的に焼却処理し、さらに熱エネルギーを活用して発電を行う施設として稼働している。

(ア) 概要

a 構成

1 市 3 町 9 村（飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村）

b 施設概要

所在地：飯田市下久堅稲葉 1526 番地 1

敷地面積：7.14ha

建屋面積：工場棟 2,367.30 m²／計量棟 142.63 m²／管理棟 528.11 m²

着工：平成 26 年 12 月 1 日 / 竣工：平成 29 年 12 月 1 日

処理能力：93 t/日

燃焼方式：ストーカ式焼却炉

(イ) 当面の課題

- a 稲葉クリーンセンターの運営では、近隣住民との信頼関係を重視し、周辺環境に配慮しながら、施設の安全・安定的な管理を進める。さらに、ごみ焼却による熱エネルギーの有効活用を図る。
- b また、搬入量が開設時の計画値を継続的に上回っていることを受け、次の取り組みを実施する。
 - ・環境学習講座を通じ、住民の意識向上を促進
 - ・構成市町村と連携し、ごみの分別の徹底と減量化の啓発・推進
 - ・プラスチック由来廃棄物の資源化について、構成市町村間で情報共有し、課題解決に

に向けた環境整備を進める。

- c 上記の課題解決に向けて、令和6年度に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を見直し、具体的な数値目標を設定するとともに、構成市町村と連携しながら進行管理を行う。

(ウ) 市町村別ごみ搬入量の状況

(単位：t)

	稲葉クリーンセンター				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
飯田市	21,381.89	21,123.22	21,242.89	20,225.71	20,080.86
松川町	1,803.34	1,773.52	1,854.23	1,813.05	1,775.78
高森町	1,607.45	1,567.39	1,632.54	1,605.78	1,591.16
阿南町	497.25	506.92	499.30	488.20	460.23
阿智村	1,477.88	1,444.08	1,546.70	1,489.89	1,458.07
平谷村	39.68	44.57	44.60	47.25	47.09
下條村	388.64	377.70	375.76	362.94	387.71
売木村	61.65	59.37	57.09	60.16	70.09
天龍村	157.47	162.81	164.05	152.86	146.29
泰阜村	140.09	137.66	149.32	134.59	146.89
喬木村	863.35	842.13	818.92	837.62	778.67
豊丘村	764.77	758.56	772.07	768.90	792.09
大鹿村	103.25	98.62	106.77	91.12	91.88
合計	29,286.71	28,896.55	29,264.24	28,078.07	27,826.81
前年比	101.65%	98.67%	101.27%	95.95%	99.11%

(エ) 環境測定結果

・測定項目

排ガス測定（ダイオキシン類及びばい煙）

焼却灰等ダイオキシン類

周辺土壌中ダイオキシン類（下久堅・上久堅・龍江の3地区）

稲葉クリーンセンターサイト内に環境測定結果を掲載

<https://icc.minami.nagano.jp/result/>



イ 桐林クリーンセンター（旧ごみ処理施設）

後利用として、セイコーエプソン株式会社によるバイオマス発電所の建設が決定している。同社は令和8年度中の建設を計画しており、地元との調整を図りながら、円滑かつ着実な対応に努める。

ウ 桐林リサイクルセンター

(ア) 概要

平成23年より循環型社会形成推進を目的に運用してきたが、同敷地内にある桐林クリーンセンター解体工事の着手に伴い、令和6年6月末をもって閉館した。また、リユース事業については、民間事業者の参入増加により、公費での実施意義が薄れてきたことから、桐林リサイクルセンターの閉館とともに事業を休止した。

(イ) 当面の課題

桐林リサイクルセンターで実施していた環境学習講座は、会場を変更して引き続き継続するが、講座内容の見直しの検討が必要である。

(ウ) リサイクルセンターの状況

(令和6年4月から令和6年6月)

	受入数 (件)	引渡数 (件)	手数料 (円)
家具	0 (0)	3 (3)	0
雑貨	0 (0)	1,278 (221)	0
書籍	0 (0)	611 (81)	無料
衣類	0 (0)	6,322 (357)	無料

(11) し尿処理施設の配置、管理及び運営

平成2年より当施設では、し尿、浄化槽汚泥、合併浄化槽、農集排汚泥の処理を行っている。しかし、生活環境の変化により、浄化槽汚泥の処理量が急増していることを受け、計画処理量に対応できるよう改修工事を実施し、現在の状況に適した処理システムへと改良している。

焼却設備を廃止し、高性能脱水機を導入することにより、低含水率の汚泥を場外搬出することが可能となり、また臭気の種類に応じた最適な脱臭設備を採用することで、臭気対策も万全としている。

ア 飯田竜水園

(ア) 概要

a 構成

1市2町3村（飯田市・松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村）

b 施設概要

所在地：飯田市松尾明 7513 番地 1

敷地面積：2.2ha

建屋面積：処理棟 3,539.50 m²／管理棟 378.00 m²

着工：平成2年9月 / 竣工：平成5年5月

※改修工事 平成21年11月～平成24年3月

処理能力：75 kl/日（し尿 45 kl/日、浄化槽汚泥 30 kl/日）

処理方式：生物化学的脱窒素処理方式（浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式）

(イ) 当面の課題

- a 各市町村の農業集落排水処理施設の統合及び廃止等の計画が進められており、それに伴う大量の汚泥処分が必要になることから、飯田竜水園への計画的な搬入を行うとともに、適正かつ効率的な処理を行う。
- b 圏域内のし尿処理3施設の現状等を把握し、今後のし尿処理施設の在り方について検討を進める。
- c 周辺地域への生活環境への影響を十分配慮し、安全で安定した施設の稼働に努める。

(ウ) し尿処理の状況

(単位：kℓ)

市町村	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
飯田市	10,678.29	11,059.21	10,881.71	9,682.68	10,368.54
松川町	4,078.52	4,113.68	4,129.62	3,837.72	3,846.39
高森町	2,338.61	2,417.40	2,363.74	2,152.80	2,179.44
喬木村	905.38	987.52	1,024.12	1,091.70	867.65
豊丘村	1,137.71	1,266.37	1,282.32	1,159.05	1,173.95
大鹿村	576.22	522.60	576.17	476.24	479.64
合計	19,714.73	20,366.78	20,257.68	18,400.19	18,915.61
前年比	96.22%	103.31%	99.46%	90.83%	102.80%

(エ) 環境測定結果

・測定項目

BOD (生物学的酸素要求量)

COD (化学的酸素要求量)

SS (浮遊物質)

PH (水素イオン濃度)

大腸菌

飯田竜水園サイトに環境測定結果を掲載

<https://ryusuien.minami.nagano.jp/result/>



(12) 文化芸術活動支援施設の設置と管理運営

ア 文化芸術活動支援センター

(ア) 概要

長野県の飯田創造館閉館の方針を受け、これに伴い活動の継続が難しくなる分野があることから、南信州広域連合として新たな活動の場を確保することとした。しかし文化芸術活動の支援は、当広域連合が処理する共同事務には含まれていないため、広域連合規約の改正手続きを令和5年度に行った。

令和6年度に長野県からの支援を受け、旧地場産業センターと周辺施設の整備改修工事を行うと共に、施設全体の名称を「はにかむべーす」とし、新たな文化芸術活動支援センターの管理・運營業務を行うため、広域連合事務局総務課の事務室を令和7年3月に「はにかむべーす」内に移転した。

(イ) 施設構成

A棟	403.28 m ²	(文化芸術活動支援センター専用部分)
B棟	286.26 m ²	
C棟	404.72 m ²	
陶芸別棟	46.37 m ²	
木工別棟	44.50 m ²	
合計	1,185.13 m ²	

(ウ) 第5次広域計画に向けての課題

令和7年5月より施設利用を開始した。今後は管理運営経費を抑えつつ、多くの住民と団体に広く適切に活用いただくよう施設を管理していく。

10 各会計の予算・決算の状況

(単位：千円)

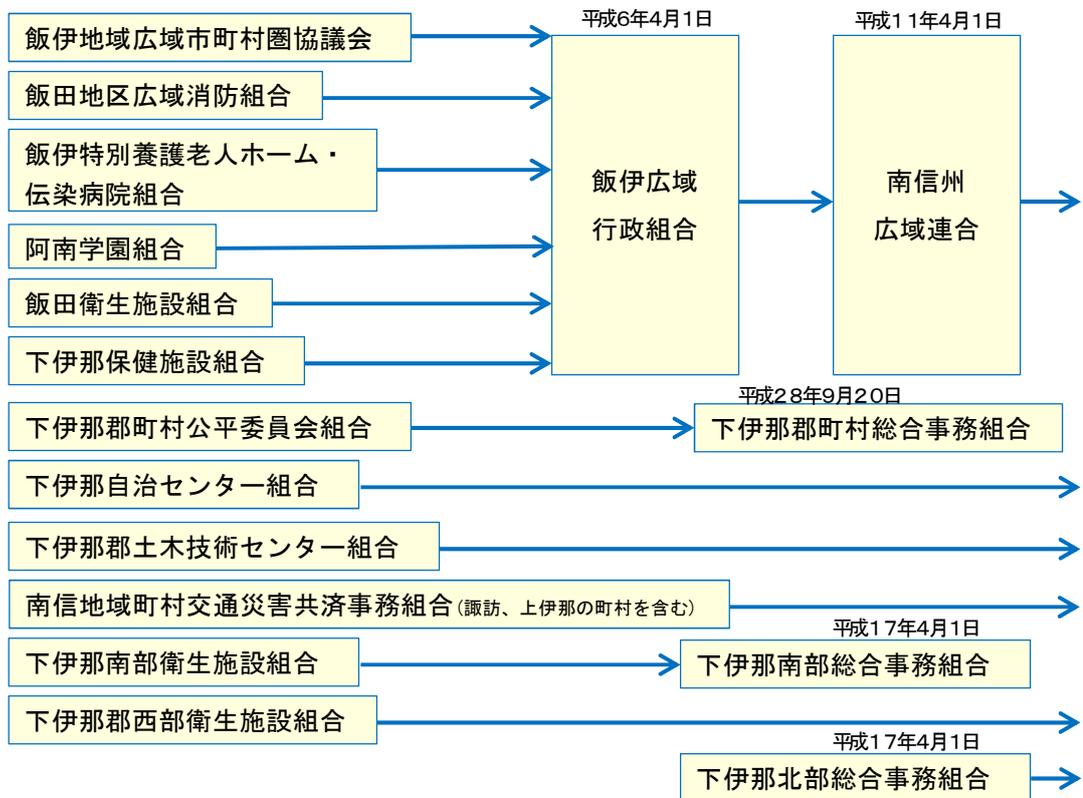
会計区分	令和7年度 当初予算額	令和5年度 歳出決算額
一般会計	2,619,600	1,712,984
南信州広域振興基金特別会計	8,600	8,405
飯田広域消防特別会計	4,267,000	2,146,679
稲葉クリーンセンター特別会計	199,500	178,919
合 計	7,094,700	4,046,987

11 広域行政の歩み

(1) 飯田下伊那地域における広域行政の歩み

年 月	内 容
昭和44年 9月	飯伊地域広域行政市町村圏協議会設立（1市5町14村）
昭和45年 3月	飯伊地域広域市町村計画策定（S45～S54）
昭和49年 4月	飯伊特別老人ホーム・伝染病院組合設立
昭和54年 8月	三全総によるモデル定住圏指定
昭和55年 3月	新広域市町村圏計画策定（S55～S64）
平成 2年 3月	第2次新広域市町村圏計画策定（H2～H11）
平成 5年 2月	飯伊地方拠点都市地域指定（1市4町14村）
平成 5年12月	飯伊地方拠点都市地域基本計画策定
平成 6年 4月	飯伊広域行政組合発足（6団体を複合化 1市3町14村）
平成 6年 7月	ふるさと市町村圏に選定
平成11年 4月	南信州広域連合設立
平成12年 8月	飯伊地域ふるさと市町村圏計画策定（H12～H21）
平成21年 7月	南信州定住自立圏形成協定締結（1市3町10村）
平成22年11月	リニア将来ビジョン策定

(2) 飯田・下伊那地域における一部事務組合等



12 その他

(1) 広域連合広域計画策定状況

計 画 名	計 画 期 間
第1次計画	平成 11～16 年度
第2次計画	平成 17～21 年度
第3次計画	平成 23～27 年度
第4次計画「基本構想・基本計画」	平成 27～36 年度（基本計画は～31 年度）
第4次計画 後期基本計画	令和 2～6 年度
第5次計画	令和 7～11 年度

(2) 主な会議の開催状況

会議の名称	開催頻度	出席者
広域連合会議	月 1 回	市町村長、南信州地域振興局長、飯田建設事務所長、飯田保健福祉事務所長ほか
正副連合長会議	月 1 回（広域連合会議の 1 週間前程度）	正副連合長、部会長
専門部会	月 1 回（広域連合会議に合わせて開催）	専門部会所属町村長
幹事会	議会本会議の前に開催	構成市町村総務担当課長
議会本会議	定例会 2 回 臨時会 2 回程度	広域連合議員、市町村長
議会全員協議会	年 4 回程度（本会議に合わせての開催を含む）	広域連合議員、市町村長
議会常任委員会	年 4 回程度	広域連合議員（議長を除く）

(3) 共同事務の経費負担（抜粋）

共同事務	一般事務	常備消防	介護認定審査会の設置及び運営	障がい程度区分審査判定審査会	地域生活支援事業（相談支援事業）	老人ホーム（養護、特養）入所調整	ごみ処理施設設置、管理及び運営	し尿処理施設設置、管理及び運営
負担市町村	14 市町村	14 市町村	14 市町村	14 市町村	14 市町村	14 市町村	根羽村を除く 13 市町村	飯田市 松川町 高森町 喬木村 豊丘村 大鹿村
負担割合	均等割 10% 人口割 90%	前年度の地方交付税における消防費の基準財政需要額に応じた割合	均等割 15% 申請者数割 85%	均等割 15% 申請者数割 85%	均等割 15% 相談件数割 85%	均等割 10% 人口割 90%	建設費均等割 10% 人口割 70% 利用平均実績割 20% 運営費均等割 15% 利用実績割 85%	均等割 13% 利用実績割 87%

(4) 南信州定住自立圏

「定住自立圏構想」の推進

定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続

①中心市宣言

②定住自立圏形成協定の締結
中心市と近隣市町村が1対1で、議会の議決を経て締結

③定住自立圏共生ビジョンの策定
圏域の将来像や推進する具体的取組を記載

- 人口5万人程度以上
- 昼夜間人口比率1以上
- 原則3大都市圏外 等

定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R3.4.1現在 129圏域)

※R2以前は4月1日時点の数値

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税	地方債
<ul style="list-style-type: none"> ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充） （中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26)） （近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3)） ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置 ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%） ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る
各省による支援策	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択 	

出典：総務省

ア 経過

- 平成 21 年 3 月 24 日 中心市宣言(飯田市)
- 平成 21 年 7 月 14 日 定住自立圏形成協定の締結(飯田市と 13 町村)
- 平成 21 年 12 月 24 日 南信州定住自立圏共生ビジョン策定 改訂・変更し現在に至る

※ 定住自立圏は広域連合の取組みを補完するものであり、定住自立圏構想に関する市町村間協議は、主に広域連合の場で行われている。

イ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組(共生ビジョン R2.4.1改訂より)

(1) 生活機能の強化に係る政策分野	
医療	休日夜間急患診療所の運営 在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制 大規模災害医療救護体制の整備 飯田下伊那診療情報連携システム ism-Link への支援
福祉	圏域健康計画の策定 病児・病後児保育事業の実施 成年後見支援センターの設置
産業振興	(公財)南信州・飯田産業センター運営等 鳥獣害防止総合対策
環境	環境文化都市及び環境モデル都市の取組の普及拡大

教育及び文化	図書館ネットワークシステムの構築
(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	
地域公共交通ネットワークの構築	乗合タクシー上市田線、路線バス阿島線、路線バス大鹿線、豊丘村村営バス(一部)、喬木村民バス(一部)、路線バス駒場線、西部コミュニティバス、路線バス・乗合タクシー平岡線、路線バス遠山郷線、路線バス阿南線、路線バス温田線
地域情報共有システムの構築	電子メール配信システムの運営 ケーブルテレビによるデータ放送システムの運営
戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用
圏域内外の住民との交流及び移住の促進	飯田市中心市街地活性化事業 飯田市天龍峡活性化事業 「市田柿発祥の郷」賑わい創出事業 かじかの湯施設改修事業 昼神温泉活性化事業 ひまわりの湯・平谷高原スキー場・平谷湖フィッシングスポット施設改修事業 根羽村観光拠点施設周辺景観整備事業 賑わい拠点道の駅下條活性化事業 こまどりの湯・自然休養村等施設改修事業／クロスカントリーコース整備事業／Uフェス～うるぎ村ふるさと体験フェス／田舎体験型観光事業 おきよめの湯、おきよめの郷及びふれあいステーション龍泉閣等活性化事業 泰阜村賑わい創出事業 喬木村賑わい拠点整備事業 豊丘村賑わい創出事業 大鹿村賑わい創出事業
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
人財育成等	合同専門研修 外部専門家の招聘・活用事業

南信州広域連合 事務局

〒395-0034

長野県飯田市上郷別府 3338 番地 8 はにかむべーす A棟内

TEL 0265-53-7100 FAX 0265-53-7155

E-mail(代表) kouiki@minami.nagano.jp

URL <http://minami.nagano.jp>



南信州いいむす 21